

部落解放総合計画前期5カ年における行財政の状況 〔そのⅠ〕

(大阪府下市町村同和事業における財政状況と国の措置の実態)

部落解放研究所研究部
行財政部会

●はじめに

本年は同対審答申後10年を経過、特別措置法の期限まで3年を残すのみという重要な年である。この間部落解放総合計画の中間総括・点検の必要がいわれてきながら、残念なことに未だそれが実行されていない。したがって部落解放総合計画の進捗度について、現在のところ発表できる段階には至っていない。

しかしながら、極めて概括的にいって、各地で展開されてきた部落解放総合計画実現の闘いのなかで、生活環境改善を中心として、一定の前進をみたということはできる。このことは、たゆみない行政闘争を展開してきた部落解放運動の成果であると評価すべきであろう。しかしながら、一定の前進をみたといっても比較的進んでいる分野である環境改善等においてすら、未だ十分できているとは言えないのが実態である。このことは、同和事業について、いわゆる「先進地」といわれている大阪などにおいても例外ではない。さらに、全国的にみれば、種々の事情、原因により各地域の総合計画の進展状況に格差が生じてきていることも否定できない事実である。このようななかで一昨年の小豆島の橘部落、昨年の高知の部落等これまで何回となくくりかえされてきたように災害時においても最も大きな被害を受けるのは、部落差別の結果としての劣悪な環境におかれている部落の人々であるという状況をまた、「同対審答申」にもあるように、部落における「実態的差別」の状態が「心理的差別」を生み、それが「実態的差別」にさらに結びついていくという悪循環を、払拭し得ていないこともまた事実である。このようなことを断ち切り、部落解放を推進するためにもこれまでの総合計画の遅れをとり戻し、特別措置

法の期限内に完遂させるための闘いを強化する必要がある。日本共産党は「同和地区に金を使いすぎる」と中傷を行なっているが、国の長期10カ年計画では、その前期5カ年で基幹的な事業は全て完了させることにもなっているにもかかわらず、この時期にいたってもなお、ほとんど進んでいないという現実をどう考えているのであろうか。さらに今後は併せて、部落解放総合計画のなかで、その推進の最も遅れた部分であり、部落解放の根本課題である、生活の向上、解放教育の推進、仕事保障、産業の振興、部落解放の人材養成等の問題に重点をおいていかねばならない。そのためには、これまでより以上の地方自治体の取り組みが必要となってくるであろう。

しかし、現在の行財政制度のなかで、1割自治ともいわれる困難な財政状況におかれている市町村が同和对策事業を実施していくうえで、国や府県の財政援助に大きく依存せざるを得ないこともまた事実である。特に国の万全の措置がなされねばならないところであり、そのため、部落解放同盟をはじめとする民主団体、労働者、市民のねばり強い闘いのなかで、昭和44年「特別措置法」が勝ちとられ、国に対し「特別の助成」を義務づけたのであり、これにより格段の計画推進が期待されたのである。しかしながら、法制定後国は、一貫してその具体化をさぼり続けてきたといえよう。このことが、部落住民の要求に応じていこうとする地方自治体の足を引っ張り、部落解放総合計画の実施を遅らせる結果を招いているとともにこのような国の姿勢を問題にせず、党利党略から「ネタミ差別」をあおり、差別キャンペーンを続けている日本共産党にその口実を与えているのである。国のこのような姿勢は、それに便乗して差

別を拡大助長している日本共産党とともに断固糾弾されなければならない。

まして、本年は政府自民党の経済政策によって地方自治体は極めて困難な財政状態に陥し込まれている。こういう状況のなかで、さらに部落解放総合計画の推進を図っていくためには、今までより以上のエネルギーと工夫をもって闘いを組織していかなければならない、ということが明らかとなっている。そこで、当部会としては、部落解放総合計画前期5カ年を中心とした進捗状況を調査、分析し、数量的な把握だけでなく部落解放という目的を達成するために初期の効果を上げ得ているかどうか、もし上げ得ていないとしたらどこにどのような問題点があって、そうなっているのかを把握し、より効果を上げ得る施策に高められるような資料を作成し報告すべきであるが、冒頭に述べたように残念ながら現在のところ未だ実施していないので、今回は府下市町村同和対策事業費の財政状況と国の措置の実態ということにしぼって本報告を作成することとした。

今後、部落解放総合計画の中間総括については鋭意把握に努め、できるかぎり早期に行財政の総括シリーズとして発表できるようにしたいと思っている。今回の報告はその第1回と思ってほしい。

本報告については、その第1章を「昭和49年度における府下市町村同和対策事業費の財政状況と国の措置の実態」ということでまとめ、第2章に「部落解放総合計画前期5カ年における同和対策事業費の状況」としてまとめている。

ここであらかじめ断っておきたいのは、いうまでもなく本報告はこの困難な地方財政の中で、厳しい諸条件を克服して、いかに部落解放総合計画を推進していくかという観点から真面目に研究、検討する人々のために作成したものであり、国に対する地方財政確立のための闘いの資料であるので、国が「特別措置法」の精神をふみにじり地方自治体に対する財政措置を怠っていることを中心に述べている。ところが数字というものは怖いもので、真面目に部落解放を考える人達がこの報告を読めば国に対する闘いの強化しか頭に浮かばないであろうが、日本共産党のような悪意をもった連中が、この報告にある数字を意図的、部分的に抜き出し、歪曲した形で使用すれば、「部落に金を

使いすぎる」とか「同和事業が市町村財政を圧迫する」とかいうような、これまで日本共産党を中心としてしつよくくり返されてきた差別キャンペーンの資料ともなり得るということである。そういうことが想定されながらも本報告を行なうこととしたのは、この重要な時期に地方財政の貧困を原因として、また、それが口実となって総合計画の実現に遅れをきたしているだけでなく、本来的には地方財政の貧困そのものが原因しての一般施策の遅れを「同和事業ばかりやるからだ」とか、自治体労働者に対する人件費攻撃に対しても正しく対応するのではなく、「人件費さえどうなるか分からない状態なのに同和事業には巨額の金を使っている。」とかいうようなキャンペーンをはって共に闘うべき市民・労働者のなかに部落住民に対する「ネタミ差別」を発生させるというような悪質な策動さえ行なわれているわけであり、いま部落解放総合計画の実現のために運動、行政、市民、労働者の力を結集した地方自治体の財源確保の闘いを強化していかなければならず、さらにそれから発展して税財政制度改善の闘いを含めた地方行財政を強化して地方自治を守る闘いとして強力に推進していかなければならないときであって、そのため多くの人々に真の地方財政危機の原因は何か、またどこをどう闘うべきなのかを同和対策事業にかかる財政状況を通じて正しく理解してもらうため、と同時に部落解放同盟の国や府県に対する闘いの結果市町村財源が十分とはいえないまでも確保されてきていることを明らかにしていくための参考資料ともなればと思うからである。

地方財政全般についての「地方財政危機の打開と自治体財政の確立」については『住民からみた地方財政白書（地方財政危機の打開と新しい自治体財政の確立）—地方財政危機突破国民共闘会議・全日本自治団体労働組合ほか編集、総評、自治労、日教組ほか監修—』に、現在の「地方財政の危機」をどうみるか、地方財政の構造的矛盾はどうなっているか、どのように改革すべきかについて詳細にのべられているので、この報告にあわせてお読みいただき、真に住民の側にたった財政危機の打開をはかり、地方自治を確立するためにどうすべきかの検討資料としていただきたい。

(注) この報告で使用している用語の定義は次のとお

りである。

関係市町村＝市域内に同和地区を有し、同和对策事業を実施している市町村（大阪市を含めて22市町村）

運営関係経費＝同和関係経費のうち「普通建設事業費」を除いたもので「人件費」と「その他経費」として取扱っている。

第1章 昭和49年度における府下市町村同和对策事業費の財政状況と国の措置の実態

昭和49年度は部落解放総合計画前期5カ年を終了し、後期5カ年の第1年次という重要な年であったといえる。同和事業も前期5カ年の最終年次である昭和48年度からこの年度にかけて、まさに飛躍的に推進された年といえよう。しかるに、このような重要な年であったにもかかわらず、国の取り組みの姿勢は少しも進歩していないのはどういことであろうか。それと、日本共産党とその影響下にある各種の団体の悪らつな同和事業攻撃はますますエスカレートしてきていることは、厳しく糾弾する必要がある。この第1章では、そういう国の姿勢を明らかにすると同時に同和事業の分析を通じて、このような日本共産党のデマゴギーを暴露しておきたい。

1. 昭和49年度市町村同和对策事業費の状況

（この項については別紙資料1、2及び3を参照されたい。）

昭和49年度の大府下全市町村における同和関係費の決算額は835億89万円である（これは普通会計歳出総額1兆989億2985万円の7.6%にあたる。）表1でみるとおり、そのうち72.2%を占める603億2,475万円が施設建設等に要する普通建設事業費となっている。（これは普通建設事業費総額3914億3,852万円の15.4%にあたる。）運営関係経費は231億7,614万円が27.8%である。

この普通建設事業費をそれぞれ事業別にみると住宅、道路、下排水等の生活環境整備費が220億3,565万円が36.5%、保育所、共同浴場等の社会福祉施設整備費が140億4,596万円が23.3%、農林・商工等の産業関係経費が9億4,293万円が1.6%、小・中学校等教育関係施設整備費が217億1,158万円が36.0%を占めている。日本共産党は常にこのような予算や決算の額のみをとらえて、「同和予算

表1. 昭和49年度同和関係経費決算額

（大阪府下全市町村）

項 目		決 算 額 万円	構 成 比 %
普通建設事業費	生活環境施設整備	2,203,565	36.5
	社会福祉施設整備	1,404,596	23.3
	産業関係施設整備	94,293	1.6
	教育関係施設整備	2,171,158	36.0
	その他施設整備	158,863	2.6
	計	6,032,475	100.0
運 営 関 係 経 費		2,317,614	27.8
合 計		8,350,089	100.0

が大きすぎる」とか「部落がとりすぎ」とか言っているが、その予算の内容、また、なぜそれだけの予算を必要とするのかについては意図的に分析せず、また、歪曲してキャンペーンをはっているところに問題がある。表1をみるかぎりでも、その36.5%が住宅、道路、下排水等に使われているということは、行政差別のなかで、これまで部落がいかにかつて劣悪な住環境のままに放置されてきたかをむしろ表わしているといえよう。このことは、同対審共闘に参加している労働者が過日、府下のある部落に立ち入り調査をし、自らの目と耳で差別の実態を確認し、部落解放総合計画早期具体化の必要性を言葉のうえからだけでなく、真に痛感し、その実現のために闘うことに誓いを新たにしたということからも明らかである。これらの事業は、むしろ一般対策として、過去において既に実施されていなければならないものである。部落差別の結果として、府下で最も低位な住環境のもとに、定住を余儀なくされてきたのが部落であり、その住民が自らの権利を自覚し、主張する闘いのなかで、部落の環境改善をかちとってきた歴史的経過や、部落のおかれている実態を知らない一般府民に対し、日本共産党が予算の大小のみをあげつらって、「ネタミ意識」をあおっていることは許されるべきことではない。日本共産党の宣伝にのせられている人々にいいたいの、同和予算、同和事業を批判することも結構であるが、その前に部落の実態、差別の実態を知り、部落解放運動、なかでも行政闘争の歴史的経過を学んでほしいと

いうことである。

また、教育関係施設整備費が36.0%を占めていることについても、過去において部落の子ども達の通う学校は教育水準が低い、ガラが悪いということで他校への越境を黙認し、その口実として設備の劣悪さということが使われてきたし、また、越境による生徒の減が更に配当予算の減ということで設備の劣悪性を増大させる悪循環を生んできたという歴史的事実を見逃してはならない。その結果として、部落解放にとって最も基本的な課題である教育の機会均等の保障がなし得ず、部落の子ども達の低学力を克服し得ずさらには就労の機会均等もうばわれてきたという現実のなかから、部落の父母がたち上り、教師等や同じ学校に学ぶ一般地区の子ども達の父母とも共通の課題という認識のもとに提携して、そういった差別行政を改めさせるためにともに闘うなかで、教育条件の改善を闘って来たのである。特に学校の場合、部落住民が先頭にたった闘いによってなされた教育条件の改善は、部落の子ども達だけではなく、同じ学校に学ぶ他の子ども達にも有利な条件を保障する結果となっているのである。

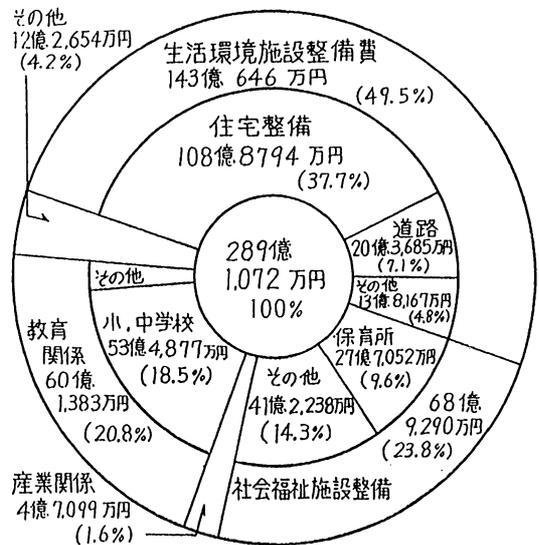
このように、全ての同和対策事業は、部落差別の実態と住民の自覚に基づいた権利の要求に応えて行なわれているものであり、そのために地方自治体が経費を支弁することは地方自治体の責務として当然というべきであろう。日本共産党のように単に予算の額だけに目を向けて云々するのではなく、このように基幹的な事業に要する経費だけでも7割以上を占めている理由を十分考える必要がある。つまるところ、「ネタミ意識」というものが、国民全体の生活条件が決して高水準ではないというところからでているのであるから、日本共産党が「前衛政党」というからには、「ネタミ意識」をあおり、国民の間に分裂を持ち込むようなことは直ちに中止し、「ネタミ意識」発生 の 根源である国民全体の生活条件の低位性を打ち破るため、部落解放運動の成果を正しく評価し、自らが住民運動を組織して政府自民党に対する闘いの先頭にたつべきである。現在彼等が行なっている解放運動、労働運動等に対する介入、攻撃は労働者、市民を分裂させ、その力を弱め、政府自民党、独占資本を喜ばせる利敵行為以外の何物でも

ないのである。

2. 昭和49年度関係市町村同和対策事業費の決算状況

昭和49年度府下関係市町村（除大阪市）21市町村の普通会計における同和対策事業費は421億715万円であり、普通会計決算総額4,373億3,960万円に対して9.6%である。そのうち施設建設等に要した「普通建設事業費」が289億1,072万円と68.7%を占めている。残り31.3%の131億9,643万円が人件費を含む運営関係経費となっている。これらをそれぞれ決算総額との関係でみると、「普通建設事業費」については総額1,570億7,170万円で、うち同和関係は289億1,072万円で18.4%を占め、「運営関係経費」については総額2,787億4,964万円のうち同和関係経費は131億9,643万円で4.7%となっている。（別紙資料3を参照）

図1. 「普通建設事業費」の事業別内訳

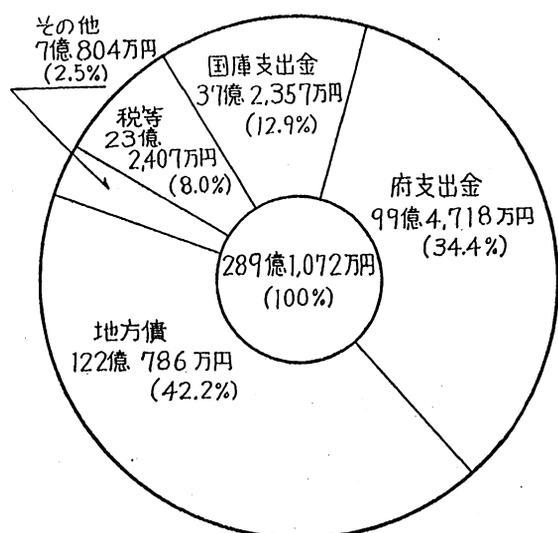


さらに、「普通建設事業費」289億1,072万円について事業内容別にみると、図1のとおりであるが、住宅、道路、下排水等住民生活に欠くことのできない生活基盤の整備に要した経費が143億646万円で49.5%を占めている。これは部落差別の結果として極めて低位な住宅環境のもとで定住を余儀なくされてきた部落の生活環境を改善するものであり、同和対策としてでなく一般対策として過去において当然やられていなければならないものである。次に、保育所、共同浴場などの社会福祉施設整備に要した経費は68億9290万円（23.8%）であり、農林、商工等産業関係で4億7,099万円（1.6%）となっている。さらに、小・中学校等

教育関係の施設整備に要した経費は60億1,383万円と20.8%を占めている。このことについても、部落の子ども達の通う学校が差別的なかでいかに悪環境に放置されてきたか、また、いかにそれが低学力にむすびついてきたかを考えれば、当然といわなければならない。このように、生活基盤の整備に欠くことのできない経費と、重要な学校整備に要する経費だけで、203億2,029万円と70.3%を占めている。これらの事業は一般対策としても当然やらねばならないものであり、いわれるような、部落だけが特に「とりすぎ」とか「ぜいたく」とかいう批判はまったくあたらない。むしろ、いままです差別行政の結果として部落に金を使わなすぎたというべきである。

次に「普通建設事業費」の財源内訳は図2のとおりであるが、これからみても「普通建設事業費」の財源は補助金136億7,075(47.3%)、地方債(含府貸付金)122億786万円(42.2%)となっており、合わせると89.5%と補助金及び地方債に大きく依存していることが分る。なお、「運営関係経費」の財源についてみると、総額131億9,643万円のうち、国庫支出金が4億795万円と3.1%、府支出金が13億4,751万円と10.2%、地方債(含府貸付)1億4,913万円と1.1%、税等110億5,874万円と83.8%となっており、税等の占める割合が極たんに高い。「運営関係経費」の中に人件費等一般予算でまかなうべきものを含んでいるということを考えに入れても、なお、財政援助措置が不十分といえよう。(別紙資料5及び6を参照)

図2. 「普通建設事業費」の財源内訳



3. 「普通建設事業費」における「特別措置法」第7条の「特別の助成」の措置状況

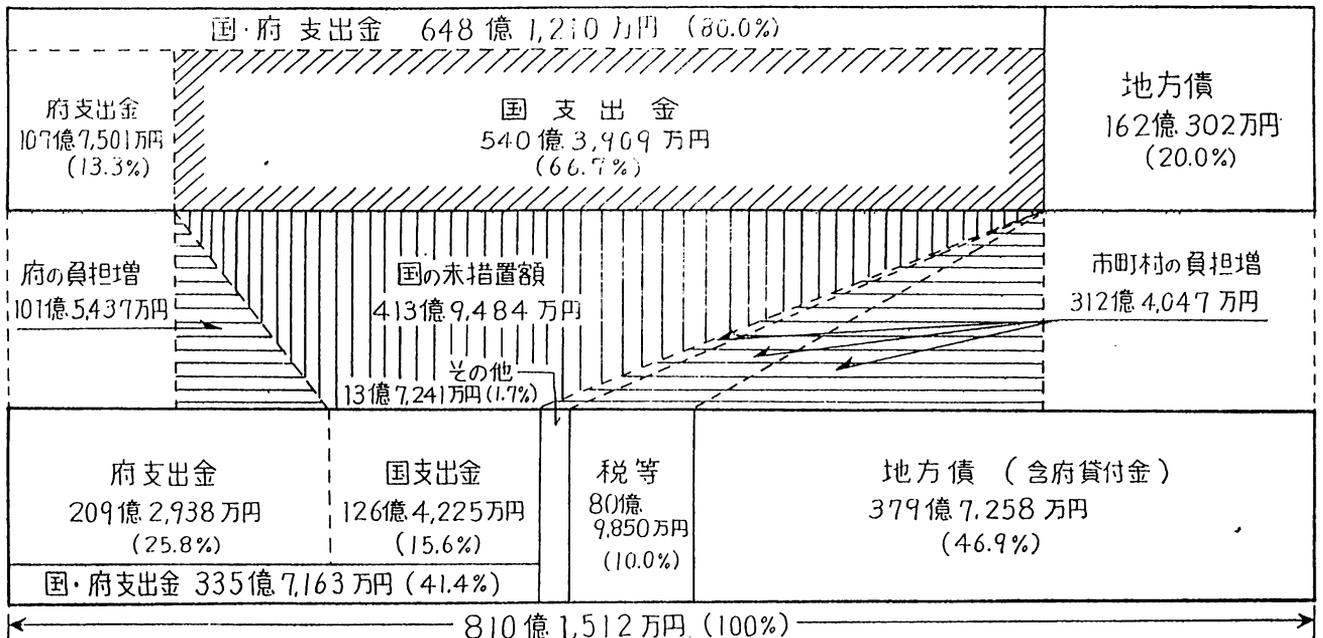
いうまでもなく、「特別措置法」第7条は『同対策事業に要した経費に対する国の負担または補助は“3分の2の割合(66.7%)”をもって算定する』こととしている。さらに「特別措置法」第9条によって、残りの3分の1の地方負担額は地方債で充当することとなっており、当年度は一般財源(税等)は不要というのがたてまえになっている。(大阪府下においては、現行の考え方として市町村に対する助成の負担割合は国府合せて10分の8を措置するというのであり、国が第7条のとおり3分の2であれば、府は $8/10 - 2/3 = 13.3\%$ を負担することとなっている。)

このような現行の考え方によって「普通建設事業費」289億1,072万円についてそれぞれの負担すべき割合を算定すると、図3上段のようになる筈であるが、実際の決算上の財源でみると、図3下段のような状況であり、かならずしも「たてまえ」どおりの市町村助成になっていないことは明らかである。(別紙資料5及び6を参照)

このことについて、さらに説明を加えると、図3をみても分るとおり「特別措置法」第7条の規定からいって、国は事業費の3分の2(66.7%)を措置すべきであるから、その額は192億8,345万円となる筈である。しかし、実際に措置された国庫補助金は12.9%の37億2,357万円にすぎないから、実に155億5,988万円という驚くべき額が「国庫補助金の未措置額」(国の値切り額)となっている。これは国が出すべき補助金の8割以上を値切っているということである。

一方、府の補助についてみると、国・府合せて10分の8を措置することとしているのであるから、国が「特別措置法」を完全に守り3分の2(66.7%)の負担をしておれば、府の負担は事業費の13.3%にあたる38億4,513万円とよいわけであるが、国が措置しないため、府の実際の補助金は34.4%にもものぼる99億4,718万円となっている。この差61億200万円というものは「国の値切り額」の肩替りを府がしているということであり、国が「特別措置法」どおりの負担をしていれば、この金はさらに新たな対策に向ける等、有効に使える筈のものである。

図3. 「普通建設事業費」にかかる負担割合



(上) あるべき姿、(下) 実際の財源内訳

次に地方債についてみると、「特別措置法」第9条によって国・府の支出金を差引いた残りの全額を充当するとすれば、地方債は57億8,214万円となるべきところであるが、実際の地方債(含府貸付金)は事業費の42.2%にもものぼる122億786万円となっており、市町村は64億2,572万円も多く「借金」をさせられているわけである。このことは、先にも述べたように国庫補助金の未措置額(国の値切り額)が多額にのぼっているため、市町村は財源確保のため、やむなく地方債の増発で切り抜けざるを得なかったことを示している。最近、一部労組の機関紙で、当部会が自治労の研究集会で発表した資料(図3と同様のもの)を逆用し、超過負担の第1の原因を国にありとしながらも、地方債を含めた市町村負担増といったことを取りあげ、「同和事業見直し論」を展開している。そこで誤解のないように述べておくと、我々が地方債の増を市町村負担の増として含めて取り扱っているのは「特別措置法」に基づき、国が地方債ではなく補助金で措置すべきであるという主張に基づいているものであり、地方債も貴重な財源であることには変りないわけである。(さらに地方債のうち18.4%の52億6,906万円は府の貸付金であるが、この償還金については当時の府の総務部長は、解放同盟の要求に対し「償還時点において市町村の財政状況を勘案してしかるべき財政上の

措置をとる」と市町村に負担をかけない旨約束をしているのである。)

さらに、法のたてまえからすれば、当年度においては一般財源(税等)は不必要の筈であるが、実際には「その他の特定財源」を含め30億3,211万円を使用している。

このように、国が「特別措置法」の具体化をサポートしているため、地方負担額が増大し、特に市町村においては財政上少なからぬ影響を受ける結果となり、部落解放総合計画の推進に対し消極的になることが憂慮されるとともに日本共産党の「同和事業に金を使いすぎるから……」とか「部落がとりすぎる」とか、さらにはエスカレートして、「同和予算を削れば市町村財政は好転する」とか「財政危機克服のために同和予算を見直し(削減)しよう」とかいうような悪質な宣伝が行われており、(これらの攻撃は、その影響下にある地方自治体の職員組合一部の組合員によって行われることが多い)さらには行政の側にもこれらの宣伝に便乗して、同和行政の推進をサボろうとする動きが一部にでてきている。これらの原因をつくっている国の責任は重大である。

それでは、なぜ、このように国庫補助金の未措置額が多額にのぼっているのか、「特別措置法」とのかかわりで考えてみたい。

4. 国庫補助金未措置額の原因

前述したように国庫補助金の未措置額は極めて多額に上っている。この原因の主なものとして考えられるのは次のとおりである。

- ① 「特別の助成」の対象となる「国庫補助対象事業」の範囲が狭いこと。
- ② 「国庫補助対象事業」となるべきもので、予算枠の制約から採択されないものが多いこと。
- ③ 「国庫補助対象事業」の規模、基準、単価が実情に比べ低いこと。特に用地取得費について補助対象となるものが極めて少ないこと。

表2. 国の補助（負担）にかかる事業のうち%の補助（負担）率による事業一覧

所管省(庁)名	事業名
料 部 省	高等学校等進学奨励費（奨学金、通学用品等助成金） 同和对策集会所設備費 同和对策集会所整備費
厚 生 省	同和对策事業施設・設備整備費 地域し尿処理施設整備費 と畜場汚水処理施設整備費 簡易水道施設整備費 トラホーム予防費 社会福祉施設整備費（保育所、児童館、母子健康センター） 飲料水配管施設整備費 と畜場解体等施設整備費
農 林 省	農山漁村同和对策費 同和对策農業基盤整備費 同和对策漁港改修事業費
通商産業省	同和産業製品海外調査費 同和商品開発費 同和産業製品見本収集事業費
労 働 省	職業訓練受講奨励金
建 設 省	公営住宅建設費(第二種) 住宅地区改良費 一時収容施設設置費 土地整備費 改良住建設費 下水道事業費（都市下水路、公共下水道） 公園事業費(児童公園のみ) 街路事業費（道路改良費、補装改良費、橋梁整備費）
自 治 省	同和地域消防施設整備費

これらについて、順をおって考えていきたい。

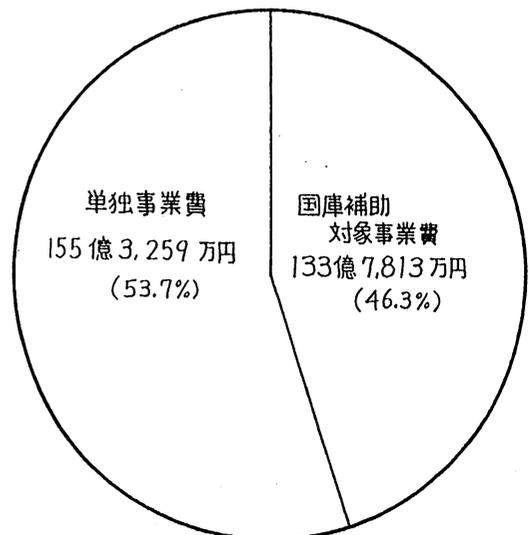
①について

「特別措置法」第6条では「同和对策事業」について、第1号から第8号まで列記しており、現在地方自治体の行なっている事業のすべてはそれに該当する筈であるが、実際の具体的事業の実施についてはそれぞれの実行法によっており、「3分の2の補助率」の「国庫補助対象事業」は、表2をみれば分かるように、診療所、青少年会館、小・中学校の校舎等多くのものが対象となっていない。

②について

「特別措置法」第7条の「特別の助成」の対象となり得る事業の多くが予算枠の制約から採択されていないのが現状である。ちなみに昭和49年度の「普通建設事業費」でみると、図4のとおり「国庫補助対象事業費」は133億7,813万円で46.3%と「普通建設事業費」289億1,072万円の2分の1にも達していない。一方「単独事業費」は155億3,259万円と53.7%を占めているのである。（別紙資料4を参照）「特別措置法」第7条の「3分の

図4. 「普通建設事業費」の国庫補助対象採択状況



2の割合で算定する」負担又は補助は「予算の範囲内」という条件がついており、この「予算の範囲内」という条件をみるかぎりでは、「予算の範囲」を超えることによる「国庫補助対象事業」への不採択ということのみをもって直ちに違法と断ずることは困難であるが、もともと法における「予算の範囲内」という規定は行政府の誠実な執行を前提とした当然の注意規定であって、「特別措

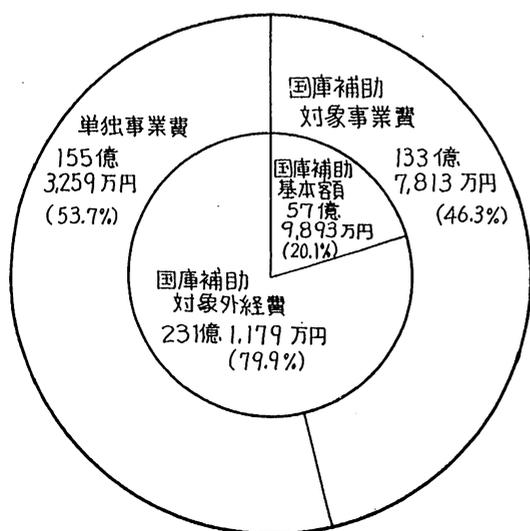
置法」第4条で「同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するよう努める」ことを義務づけられている国が「十分な予算を組むよう努める」こともせず、「予算の範囲内」という条項を悪用して同和対策の推進をサボろうとすることは許されるべきことではないのである。

③について

「特別措置法」制定の際、衆院内閣委員会において、八木一男委員の「同和対策事業の重要性にかんがみ、予算単価を実質単価とせよ」という質問に対し、政府は「実態に即するよう処置をいたしますから御安心願いたい。」と答えている。さらに、「補助対象に先行取得を含めた土地買収費、整地費を含めよ。」という質問に対しては、「先行取得を含め、土地買収費、整地費等の財源措置が必要であることはお話のとおりであります。これらの土地買収費、整地費等で国庫補助の対象とすることが適当でないというものにつきましては、同和対策事業の重要性にかんがみまして起債の措置を講じ、事業の推進に支障のないように善処いたします。」と回答している。(これらの「特別措置法」の制定の際の約束事項は通常確認事項といわれているものであり、その内容は昭和48年発行の総理府編「同和対策の現況」を参照されたい。

ところが、実際の国の措置状況をみると、この答弁に反して国庫補助基準（「国庫補助基本額」は実施事業の規模、単価等と大きくかけはなれているため、地方自治体における「超過負担額」を増大させ、同和対策事業の推進を困難ならしめてい

図5. 「普通建設事業費」における国庫補助対象の状況



る大きな原因となっているのである。ちなみに昭和49年度の国庫補助対象の状況をみると、図5のとおりであり、「普通建設事業費」289億1,072万円のうち国庫補助対象事業費は133億7,813万円と低率ながら46.3%が確保されているように見える。しかしながら、規模、単価等がかけはなれているため、そのうち実際に国庫補助金の対象となった額(国庫補助基本額)は57億9,893万円であり、20.1%にすぎない。その結果として実質的に国庫補助の対象外とされる経費は79.9%231億1,179万円にも上っているのである。(別紙資料5を参照)

また、用地についていえば、全国的にいても地価が高騰し、用地取得が極めて困難となって、各地で公共事業の停滞が余儀なくされているのであるが、特に大阪のような大都市圏においてはその影響は甚大であり、国の補助が強く望まれるところであるにもかかわらず、用地取得費についてはそのほとんどが「国庫補助の対象とすることが適当でない」として国庫補助対象になっていないのが現状である。(昭和50年度には共同作業場、共同浴場、集会所等今まで「国庫補助の対象とすることが適当でなかった」ものの一部において対象となったものもある。これらについては、やはり解放同盟をはじめとする国に対する超過負担解消のための闘いの成果として評価すべきであろう。) いずれにしても「普通建設事業費」の30%程度は、用地取得費が占めており、その財源の60~80%を地方債に依存している状況であり、これが地方債増発の大きな原因ともなっているのである。

6. 府下市町村における「超過負担」の実態

通常「超過負担」といった場合、「国庫補助対象事業」について、①補助単価が実施単価にくらべて低いため生ずる「単価差」。②国庫補助金の対象となる数量が少ないため生ずる「数量差(面積差)」。③当然国庫補助金の対象とされるべき経費が対象から外されているため生ずる「対象差」。等によって地方自治体が「国庫補助基本額」以上に支出している額(これを事業費ベースの超過負担という)をいうのであるが、ここで注意しなければならないことは、国が「超過負担」という場合は「国庫補助の対象となった事業」についてであって、予算枠等の関係で対象となるべきにもかかわらず措置されなかった事業や、一部を除い

た用地取得費については「超過負担」としてみていないということである。

「超過負担」についてもっと分りやすくいうと、国は「国庫補助対象事業」となったものでも建物についての「超過負担」は認めても、その下の用地費については「超過負担」と認めないということである。しかし、我々としては「特別措置法」第6条により全ての事業が第7条の「特別の助成」の対象であって、その対象経費はあくまで「総事業費」と考えるべきであり、国のゴマカシを認めるわけにはいかない。「特別措置法」第7条は「同和対策事業でこれに要する経費」といっているのであり、「用地費は除く」とか「基本額以内で」とはっていないのであって、第9条の地方

債についても用地買収費の財源のためにあるのではなく「本来市町村が負担すべきもの」の当面の財源措置を定めたものと理解すべきものである。

（但し、先にも述べたように、「特別措置法」第6条、第7条はかなり抽象的で精神的であり、実際の補助金等についてはそれぞれの法令の規定によっているため、それぞれの規定に反していないかぎり、答申、措置法の精神から大きく外れていたとしても、そのことだけを理由に法的に争うことはかなり困難であろう。この解決はやはり闘いのなかでこそ行なえるものである）

これらの「超過負担」について、昭和49年度において府下市町村が実施した実際の事業について明らかにしておきたい。

表2. A市保育所建設における国庫補助と超過負担の実態

区 分	建 物 に か か る 部 分				用地にか かる部分 事業費	事業費計	国補助金
	工 事 単 価	面 積	設計監理 初年度調弁等	計			
国規模基準 定員150人 1人当5㎡ a	RC㎡当 84,020円	(5㎡×150人) 750㎡	1,500千円	64,515千円	対 象 外	64,515千円	43,010千円
実施事業 定員150人 1人当 12.33㎡ b	RC㎡当 171,343円	(12.3332㎡×150人) 1,849.98㎡	7,188千円	324,170千円	千円 199,528	523,698千円	
差 b-a	㎡当 87,323円 単価差による超過額 87,323円×1,849.98㎡ =161,546千円 A	1,099.98㎡ 面積差による超過額 84,020円×1,099.98㎡ =92,421千円 B	対象差による超過額 5,688千円 C	超過額 259,655千円 (A+B+C) D	対象差による超過額 199,528 円 E	459,183千円 (D+E) F	

(財源構成比較)

(単位千円)

区 分	総事業費 A	国庫支出 金 B	府支出金 C	地 方 負 担				構 成 比					
				国起債 D	府貸付金 E	地方債計 D+E=F	税 等 G	B/A	C/A	F/A	G/A	B+C A	F+G A
あるべき 姿 a	523,698	$A \times \frac{2}{3}$ 349,132	$(A \times \frac{8}{10}) - B$ 69,826	104,700	0	104,700	40	66.67	13.33	19.99	0.01	80.00	20.00
実施事業 b	523,698	43,010	233,147	187,500	59,855	247,355	186	8.21	44.52	(35.80) 47.23	0.04	52.73	47.27
差 b-a	—	△ 306,122	163,321	82,800	59,855	142,655	146	△ 58.46	31.19	27.24	0.03	△ 27.27	27.27

表2はA市保育所の例であるが国庫補助金の算定にあたって、実施規模（1人当12.33㎡）に対して国の認めた規模（1人当5㎡）が小さいために「規模差（面積差）」による超過額として9,242万円が生じ、実施単価（㎡当171,343円）に対して

国の基準単価（㎡当84,020円）が低いため「単価差」による超過額の発生が1億6,155万円となり、国が設計監理費、初年度調弁費等について719万円のうち補助対象として150万円しか認めないため「対象差」による超過額として569万円が生じて

いる。これらを合計すると、この保育所にかかる建物の超過負担額はじつに2億5,966万円にもなっている。ここまでは国も認めざるを得ない「超過負担」であるが、さらにこのほかに用地取得費が1億9,953万円あり、これは国が補助対象として認めないので、これを全額「対象差による超過負担」として加算すると、「超過負担額」はなんと4億5,919万円にも達し、国庫補助金の未措置額(国の値切り額)は3億612万円にも達するのである。この結果、国は66.7%を補助すべきところをわずかに8.2%しか措置してないため、府補助金は13.3%の6,983万円地方債は20.0%の1億470万円ですむところが実際にはそれぞれ44.5%(2億3,315万円)47.2%(2億4,736万円)という高負担を余儀なくされているのである。国の補助金の「値切り」によって地方債の高率化ということは今述べたわけであるが、我々が「地方債の高率化」を憤るのは、前にもいったように「特別措置

法」の精神からして当然国が補助金で措置すべきであると主張するからであって、地方債が市町村にとって重要な財源であることには変わりはないのである。何故なら、地方債について、日本共産党は地方債が借金であることを強調するとともにあたかもその年度の負担のようにいっているが、地方債というものは単年度をとってみれば、市町村の負担にはなっていないのであって、後年度において年割りで償還するものであり、その償還金は10条適用のものは別として、「公債費」として「運営関係経費」という名で同和事業費に含まれているものである。したがって、日本共産党のように、その年度の地方債と一般財源(税等)を合わせて、その年度の市町村の直接負担のように宣伝することは正しいとはいえないのである。地方債についての単年度の市町村負担はやはり「公債費」によってみるべきであろう。

表3. B市公営住宅建設における国庫補助と超過負担の実態

区分	建物にかかる部分				用地にかかる部分 事業費	事業費計	国補助金
	工事単価	面積	設計監理委託等	計			
国規模基準 1戸当53.7㎡ a	RC㎡当 93,076円	(32戸×53.7㎡) 1,718.4㎡	5,757千円	165,699千円	対象外	165,699千円	110,466千円
実施事業 1戸当59.06㎡ b	RC㎡当 132,334円	(32戸×59.0581㎡) 1,889.859㎡	7,288千円	257,380千円	250,391千円	507,771千円	
差 b-a	㎡当 39,258円 単価差による超過額 39,258円×1,889.859㎡ =74,192千円 A	171,459㎡ 面積差による超過額 93,076円×171.459㎡ =15,958千円 B	数量差による超過額 1,531千円 C	超過額計 91,681千円 (A+B+C) D	対象差 250,391千円 E	超過額合計 342,072千円 (D+E) F	

(財源構成比較)

(単位千円)

区分	総事業費 A	国庫支出金 B	府支出金 C	地方負担				構成比率					
				国起債 D	府貸付金 E	地方債計 D+E =F	税等	B/A	C/A	F/A	G/A	B+C A	F+G A
あるべき姿 a	507,771	$A \times \frac{2}{8}$ 338,514	$(A \times \frac{8}{10}) - B$ 67,702	101,500	0	101,500	55	66.67	13.33	19.99	0.01	80.00	20.00
実施事業 b	507,771	110,466	299,850	83,300	0	83,300	14,155	21.76	59.05	16.41	2.78	80.81	19.19
差 b-a	0	△ 228,048	232,148	△ 18,200	0	△ 18,200	14,100	△ 44.91	45.72	△ 3.58	2.77	0.81	△ 0.81

表3はB市公営住宅の例であるが、実施事業と国の規模との間に1戸当り約5.36㎡の差があるた

め「面積差」による超過額として1,596万円が生じ、㎡当りの建築単価が国基準と39,258円の差が

あるために生じた「単価差」による超過額として7,419万円、さらに、事務費について住宅の場合補助対象と認められてはいるが基本額がおさえられているため153万円の超過額を生じている。これらに用地費にかかる「対象差による超過額」2億5,039万円を加えると総超過額は3億4,207万円の多額にのぼっている。国庫補助金に関しては他

に比べて住宅関係は良い方といわれているが、それでも66.7%3億3,851万円であるべきところ、実際には21.8%の1億1,047万円と44.9%2億2,805万円が未措置である。この結果、府補助金は、13.3%の6,770万円であり、59.1%2億9,985万円とその差45.7%2億3,215万円も国の代りに負担していることになっている。

表4. C市解放会館（隣保館部分）建設における国庫補助と超過負担の実態

（この項のみ49年度事業で49年度完成成分がないので48年度事業で49年度完成成分を実例として使用した）

区 分	建 物 に か か る 部 分				用地にか かる部分 事業費	合 計	国 庫 支 出 金
	工 事 単 価	面 積	設計監理委 託初度調弁	計			
国規模基準 a	RC㎡当 73,357円	331㎡	1,149千円	25,429千円	対 象 外	25,429千円	16,953千円
実施事業 b	RC㎡当 220,804円	1,551.588㎡	11,549千円	354,145千円	48,659千円	402,804千円	
差 b - a	㎡当 147,447円	1,220.588㎡	対象差・数 量差 10,400千円 C	超過額 328,716千円 (A + B + C) D	対象差 48,659千円 E	超過額計 377,375千円 (D + E) F	
	単価差による超過額 147,447円×1,551.588㎡ =228,777千円 A	面積差による超過額 73,357円×1,220.588㎡ =89,539千円 B					

（財源構成比較）

（単位千円）

区 分	総事業費 A	国庫支出 金 B	府支出金 C	地 方 負 担				構 成 比 率					
				国起債 D	府貸付金 E	地方債計 D + E = F	税 等 G	B/A	C/A	F/A	G/A	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{F+G}{A}$
あるべき 姿 a	402,804	$A \times \frac{2}{8}$ 268,536	$(A \times \frac{8}{10}) - B$ 53,708	80,500	0	80,500	61	66.67	13.33	19.98	0.02	80.00	20.00
実施事業 b	402,804	16,953	240,996	105,920	38,622	144,542	314	4.21	59.83	35.88 (26.30)	0.08	64.04	35.96
差 b - a	0	Δ 251,583	187,288	25,420	38,622	64,042	253	Δ 62.46	46.50	15.90	0.06	Δ 15.96	15.96

表4はC市解放会館（隣保館部分）の例である。「超過負担額」の生ずる原因、内容等は前の保育所、住宅の例と同様であるが、解放会館（隣保館部分）の場合は国の補助金が極めて少ない（総事業費の4.2%）ことが目につく。これを府の補助金と地方債でほとんどをカバーせざるを得ない（総事業費の95.7%）ことは「特別措置法」の精神からしてむしろ異常であり、国の解放会館に対する認識を根本から改めさせる必要がある。

このように、わずかの例をとってみただけでも国の補助措置がいかに不十分なものか明らかである。そして、いかにそれを地方自治体にしわよせ

しているかが分る。このような国の姿勢は同対審答申、特別措置法の精神をふみにじるものであり、だんじて許しがたいものである。「超過負担」は住民の責任ではなく、措置しない国の責任であることはまぎれもない事実である。現在、同和行政に意図的攻撃をしかけている日本共産党はこのような国の姿勢をこそ問題にすべきであろう。

7. 地方債元利償還金に対する国の「特別の措置」の実態

今までみてきたように国が同和对策事業についてその重要性、緊急性を認識せず、「特別措置法」の具体化をサボり、第7条の特別の「助成」を値

切りつづけているかぎり、地方自治体は同和対策事業費の相当な部分を地方債に依存せざるを得ないのが実情であり、後年度においてその元利償還が財政上の少なからぬ負担となってくることは十分予測し得ることである。

「特別措置法」第10条では「同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は……地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する。」と定め元利償還に要する経費の1000分の800を基準財政需要額に算入することによって、地方債の元利償還金の増大が市町村財政を圧迫することのないようにすることとしている。(いわゆる「10条適用」)

このとおり措置されておれば財政上も相当楽になり、部落解放総合計画はさらに推進され得るわけであるが、ここにも国のゴマカシがあって「特別措置法」第10条の精神が生かされていないのである。それはどういうことかということ、まず、第10条の「自治大臣が指定したもの」という条項が問題である。「指定したもの」ということは「指定」しなければ「措置」しなくともよいという国のサボリの口実を与える結果となっている。これはまさに逆であり、「措置」する気が本当であれば当然すべてを「指定」する筈であるが、実際的にも多種多様にわたる同和対策事業のうち「自治大臣が指定」しているものは、表3にあるとおり極めてわずかである。

表3. 同和対策事業特別措置法第10条の適用状況

指定年次	所管省	国庫負担金・補助金の名称	事業の内容
45年度	文部省	社会教育施設整備費 同和地区集会所整備費	同和地区集会所
	厚生省	社会福祉施設整備費 同和地区改善施設整備費	隣保館、共同浴場、共同作業場等
	農林省	農業振興費 農山漁村同和対策事業費	農林漁業生産基盤整備事業 農林漁業近代化施設整備事業
	建設省	住宅地区改良費 地区整備費（改良住宅建設用地取得造成費を除く。）	
46年度	厚生省	社会福祉施設整備費	保育所児童館、母子健康センター
	農林省	漁港施設費 漁港修築費	漁港改修
	建設省	都市計画事業費 公園事業費（児童公園）	児童公園
47年度	農林省	土地改良事業費 ほ場整備事業費	同和対策農業基盤整備事業
	建設省	都市計画事業 都市下水道 街路事業 街路	都市下水路 街路
	自治省	消防施設等整備費 市町村消防施設費	
48年度	厚生省	環境衛生施設整備費 地域し尿処理施設整備費	地域し尿処理施設
	建設省	道路事業費 地方道改修費	道路

そのうえ「指定事業に属するものであっても予算枠の制限等によって「国庫補助対象」とならず単独で措置されたものについては、その対象にならないのが実情である。さらに、「国庫補助対象事業」となったものであっても、その充当された地方債の全額の1000分の800が「基準財政需要額」に算入されるわけではなく、「国庫補助基本額」から「国庫補助金」を差し引いた残りの額に対して充当された地方債（いわゆる「補助裏の起債」）にかかる元利償還金はその対象となるにすぎないのである。したがって、「国庫補助基本額」が不当に低く抑えられているということは「国庫補助金」が

値切られるということと同時に、その「補助裏の起債」にかかる「10条適用」についても併せて値切られているということになるのである。ちなみに、昭和49年度の10条指定の状況についてみると、まず、当年度の同和対策事業債については、図6にもあるように関係市町村（除大阪市）で56億1,195万円となっているが、そのうち「特別措置法」第10条の指定分は3億754万円と5.5%にすぎず、そのほとんどが非指定とされている。

また、図7に示しているように、関係市町村（除大阪市）がすでに起した同和対策事業債にかかる昭和49年度分の元利償還金は10億4,564万円であ

図6. 「同和対策事業債」のうち10条指定の状況

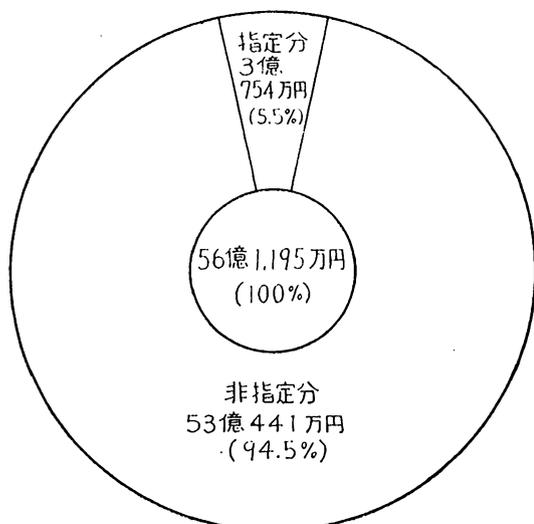
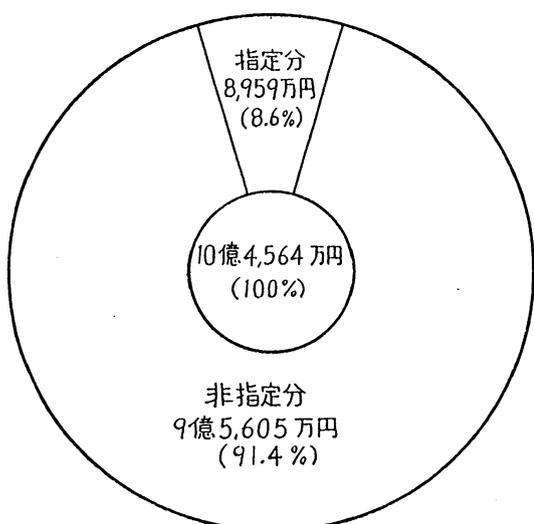


図7. 「同和対策事業債」にかかる昭和49年度分元利償還金の10条適用の状況



り、これをすべて「特別措置法」第10条の対象とすれば、その1000分の800の8億3,651万円が「地方交付税の算定に用いる基準財政需要額に算入」され、地方交付税において措置される筈であるが、実際に「10条適用」されたものは、わずか8,959万円であり元利償還金の8.6%にすぎないのが実態である。(別紙資料4を参照)

このように国は自らが「特別措置法」の「特別の助成」を怠った結果、市町村がやむなく地方債の増発できりぬげざるを得ないところへ追い込んでおきながら、その償還にあたって交付税で援助すべきものですらそれをせず、一般財源(税等)から償還させるという「ゴマカシ」をしてはばかないのである。(このように述べてくると、同和

事業攻撃に熱心な連中からは「それみろ、やっぱり同和事業が市町村財政を圧迫する原因になっているじゃないか。」という声が出るであろうが、我々は国が当然果すべき義務を果すようにいっているのであって、もし彼等がそのようなことをいつのるなら加害者である国の怠慢を黙認し、被害者である部落住民とその解放運動を攻撃する行動であり、本末転倒もはなはだしいといわねばならない)

7. 「運営関係経費」の状況

関係市町村(除大阪市)の昭和49年度同和対策事業費421億715万円のうちで31.3%にあたる131億9,643万円が運営関係経費であるが、その財源については、国の補助金が3.1%4億795万円と極めて低く、府補助金の13億4,751万円(10.2%)を加えても17億5,546万円(13.3%)にしかならない。それにくらべて一般財源(税等)の占める割合は83.8%で110億5,874万円と非常に高率を示している。(別紙資料5及び6を参照)

これは国の「運営関係経費」に対する補助対象範囲が非常に狭いため「国庫補助対象経費」となるものが非常に少ないこと、「国庫補助対象」となっても基準、単価が実質と大きくかけはなれていること、補助率が低いこと(「運営関係経費」については「特別措置法」施行令第1条によって2分の1とされている)等によるものである。今後は解放教育の推進、部落解放のための人材養成等の根本課題としての施策の推進を図ることが大切であるが、そのためには「運営関係経費」に対する助成措置の拡充を重点要求としていく必要がある。

8. いわゆる「同和とりすぎ論」について

これまで昭和49年度市町村同和対策事業費の決算額について、国がいかにも「同対審答申」「特別措置法」の実施をごまかし、市町村に対する財政援助を値切っているかを若干の分析を通じて明らかにしてきた。

このような国の措置の実態が部落解放総合計画の実現を遅延させ、他方でいわゆる「ネタミ差別」を惹起する原因となっているのであり、国の責任は重大であるといわねばならない。

ところで、最近とみに日本共産党やその影響下にある各種の団体によって、「同和地区に金を使

いすぎる」「同和事業をやるから市町村財政が圧迫される」とか「地方財政危機をのりきり、赤字再建団体転落を防止するため同和事業、予算の見直しをしよう。」とかいう一連の「地方財政危機」に悪のりした部落解放に逆行し差別を拡大しバラまく悪意に満ちた宣伝がしつように行なわれている。

そこで、同和行政が市町村財政危機の原因となっているかどうかについて若干ふれておきたい。

(実は国民的課題としての同和問題解決のための同和行政についてそのような論議があること自体が問題であるともいえるのであるが……)

まず総体的にみた場合「同和事業が市町村財政圧迫の大きな原因」とか「赤字再建団体転落を防止するために同和事業を見直す」とかいういい方は、あたかも「同和事業を実施するから赤字団体になる」といういい方であり、同和事業を実施している市町村はすべてそれが原因で赤字団体になっているように聞こえるが、地方財政の危機は同和事業の有無にかかわりなく、国の地方財政制度のあり方という根本的な問題から発生してきているものであることは常識ともいえよう。ところが、日本共産党は何を血まよったのか、これらの根本的なものをあえて無視して地方財政危機の原因を「高い人件費」と「福祉の先取り」にあるとして地方自治体をしめつけている政府自民党と歩調を合わせ、自らの党利をはかることだけを念頭において「人件費自粛論」「同和事業攻撃」をふりまき、政府自民党を助けるとともに、市民・労働者の権利を後退させる人民に対する背信行為をくり返しているのである。地方財政の危機という問題は

地方自治そのものにかかわる問題であり、この問題を歪曲させようとする日本共産党は許しがたいといわねばならない。(地方財政の危機の真の原因は何かということについては「住民からみた地方財政白書」総評ほか監修)を参照されたい。)さらに、いまかれらが盛んにいっている「赤字再建団体(財政再建団体)」という制度は地方財政が窮乏

の極に達した昭和30年に制定された「地方財政再建促進特別措置法」にもとづいたものであるが、その法制定の昭和30年はまさに未曾有の地方財政の困難な時期(昭和29年度の赤字団体のうち18府県570市町村が財政再建にのりだした)であったが、当時は同和事業などはなかったといっても過言ではないような状況であったにもかかわらず、多数の自治体が再建団体になった、ということを指摘しておきたい。

ちなみに昭和49年度の普通会計決算状況からみると、大阪府下44市町村のうち赤字団体は22市町村である(別紙資料1及7を参照されたい)が、そのうち同和事業を実施していない市町村は門真市をはじめとして7市町を数える。また一方、黒字団体は22市町村であるが、そのうち同和事業を実施している市町村は7団体にのぼっている。もし、日本共産党やその影響下にある各種団体がいうように「同和事業を実施するから赤字になる」というのであれば、同和事業を実施している市町村で7団体が黒字を出していること、逆に同和事業を実施していない市町村で7団体が赤字団体となっていることについて説明がつかないこととなる。今どき、そのようなコジツケを信ずるものはいないと思うが、あまりにも歪曲した宣伝は控えるべきであろう。

次に財政状況を若干分析してみると(資料3を参照されたい)普通会計歳出における財源については、図8のとおり国・府の支出金は全体では18.4%であるが同和関係では36.6%と倍近くの高率となっている。また地方債についても全体では16.2%のところ同和関係では29.4%と優ぐうされて

図8. 昭和49年度関係市町村(除大阪市)における普通会計歳出全体と同和関係費の財源構成

普通会計歳出全体 (100%)			
国・府・支出金 18.4%	地方債 16.2%	その他 11.7%	税 等 53.7%
		↑その他 2.2%	
国・府 支出金 36.6%	地方債 29.4%	税 等 31.8%	
同和関係経費のみ (100%)			

いる。この結果一般財源（税等）による持ち出しは、歳出全体では53.7%と総額の半分以上という高率になっているが、同和関係では31.8%と引き下げられており、不十分ではあるが財源について同和関係経費においては有利となっている。このことは部落解放運動における財源確保の闘いの成果であると評価できる。このように、事業費といった場合は闘いの成果としての補助金や地方債を含んでいるわけであるから、事業費総額と同和関係事業費の割合というような比較は適当でない。従って一般財源（税等）のように、いわゆる市町村独自の財源の投入状況で比較すべきである。ちなみに昭和49年度の関係市町村（除大阪市）における財源についてみると、一般財源（税等）総額は2,348億3,443万円であるが、そのうち同和関係経費にあてられたのは133億8,281万円であり5.7%にすぎない。歳出総額に占める同和関係経費の割合が9.6%であることから考えると、財源確保の闘いの成果として、市町村の財政上の負担軽減がなされているといえよう。（しばしば論議のまとなる普通建設事業費についてみると、普通建設事業費総額に占める同和関係普通建設事業費の割合は18.4%となっているが、そこに投入された一般財源（税等）は普通建設事業費全体に投入されたものの6.6%にしかあたらない。）

ここで、さらに市町村の負担軽減ということでは、これら一般財源（税等）として取り扱われているものなかに、実は同和对策特別交付税も含まれていることに注目しなければならない。なぜならこの特別交付税は同和地区を有する市町村に同和对策推進のため交付されるものであり、（地方団体における同和関係人口、地区数を基礎として算定される）ある意味では特定財源としてとり扱うべきものであるからである。一般財源（税等）の額のみをとらえて、「市民の税金を使いすぎる」という中傷が行なわれる場合の額にはこの特別交付税も含まれているわけであり、これを明らかにすることも考えなければならない。ただ、現在のところ自治省ではこれを明らかにしたからなし、府県においても同様である。これを明らかにし、特定財源として分離して扱えば、いまより一層一般財源（税等）の割合は低下する筈である。

勿論、当部会としては、部落差別が存在しその問題解決のための諸施策が必要とされているかぎり、地方自治体が同和事業を積極的に推進しそれに必要な経費を支弁することは当然であり、本報告においてことさらに数字を小さくみせるというつもりもないし、その必要もない。また、それが当部会の任務でもない。が、現在行なわれている差別キャンペーンのように、運動の成果としてかちとってきた高率の補助金、地方債というものによって地方自治体における同和事業の推進がより容易になったことを無視し、歳出総額における対比のみで云々したり、人口比まで持ちだして云々したり（人数比で云々するのならば福祉対策も何もできなくなる）する誤りを強く指摘するとともに、やはり闘いのなかで部落解放総合計画推進のため財源確保に力を尽してきた解放運動の経過があるということ強く主張しておきたい。

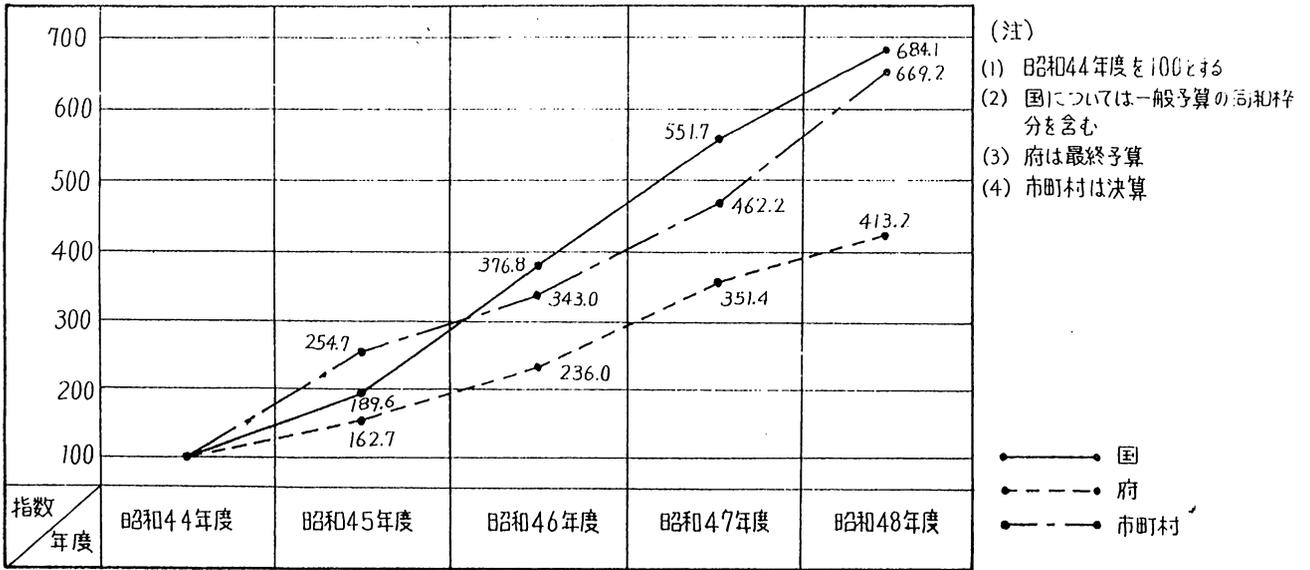
もちろん、前述したように、国の措置は極めて不十分であり、さらに財政上の措置を完全にさせる闘いを組織し、「特別措置法」を具体化させる必要があることはいうまでもない。そういう重要なときに「前衛政党」と自称する以上日本共産党は差別キャンペーンによる同和事業攻撃をやめ、国に対する地方財政を守る闘いをはじめべきである。

第2章 部落解放総合計画前期5カ年における同和对策事業費の状況について

昭和44年度を初年度とする部落解放総合計画（長期10カ年計画）も既に第8年次を迎えている。前期5カ年の最終年次にあたる昭和48年度あたりから総合計画の進捗状況等についての中間総括、中間点検の必要性がいわれていたが、残念ながら諸種の事情から未だ実行し得ないでいる。ただ、概括的にいって昭和44年「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来地方自治体における同和对策事業が飛躍的に進展した結果、生活環境の改善を中心として一定の成果を上げ得たといえる。この裏付けのための同和関係予算についても「特別措置法」制定を機に着実に伸びてきている。

この報告の第2章においては、昭和44年度から48年度のいわゆる前期5カ年の同和関係事業費の

図9. 前期5カ年の同和関係予算の推移



状況について簡単にのべておくこととする。

それぞれの分析については、第1章の昭和49年度の財政状況分析と同様の手法によっている。したがって、この章においては分析上の解説については、できるだけ簡単にしている。

1. 部落解放総合計画前期5カ年における同和関係予算の推移

昭和44年度に「特別措置法」が制定されて以後、国はともかくとして、地方自治体における同和関係予算の伸びは目ざましいものがある。しかし、その間（前期5カ年）における国の同和関係予算については、地方自治体の総合計画の抜本的促進をはかるどころか、地方自治体の事業に十分財政援助もできぬ程度のものであり、地方自治体や部落住民の期待を裏切ることは大なるものがある。

図9をみるかぎりではたしかに国の同和関係予算は年々増額され、その伸び率は大阪府、市町村の伸び率を上廻っている。このことについて、国は『同和対策の現況』（昭和48年12月発行、総理府編）のなかで、「昭和44年度予算に比較して、この4年間に約5.8倍（一般予算の同和枠分を加えれば約6.8倍）の予算が計上されることとなった。」と自賛している。たしかに倍率だけをみると大阪府の4.1倍、市町村の6.7倍を上廻って伸びているといえる。しかし、この「5.8（6.8倍）」という数字は昭和44年度の国の同和関係予算27億23百万円（一般予算の同和枠分を加えると75億）に対する

ものであり、国の予算は昭和48年度当初予算で158億94百万円で、一般予算の同和枠分を加えても425億30百万円にすぎない。つまり、伸び率が高いだけで、その理由は、そのもとになった国の昭和44年度予算が不当に少なすぎたというほかはなく、予算そのものは極めて不十分というべきものである。

これをさらに説明すると、国が同和関係予算として27億23百万円（一般予算の同和枠分を加えると75億円）を組んだ昭和44年度に、すでに大阪府は60億23百万円の同和関係予算を組み、府下全市町村は決算総額でみると125億1百万円を支出しているのである。さらに昭和48年度においては一地方自治体である大阪府でさえ248億85百万円の同和関係予算を組み、府下全市町村では決算額で666億42百万円を支出していることから考えると、全国6000部落300万人の部落解放総合計画に責任を持つべき国が158億94百万円（一般予算の同和枠分を入れても425億30百万円）しか予算化していないのは極めて不十分といわなければならない（別紙資料8を参照されたい。）

このような国の予算の基礎となっているのが昭和46年度に実施された極めて不十分な調査による昭和47年度から昭和53年度までの物的施設にかかる事業量をもとにして算出された4,733億というインチキな数字である。この4,733億円を年割額にすると、年676億となり、全国的にみて1部落あたり年間1,127万円弱となって全く話にならない。

昭和47年度から昭和53年度までの7年間でみても1部落あたり7888万円にしかならず、住宅1戸が用地も含めれば1500万~1600万円もかかることから考えると、これで生活環境改善をはじめとして物的施設は全てととのうというのであるならばナンセンスもはなはだしい。ところが日本共産党は同和事業攻撃には熱心であるが、国のこのような姿勢は一つも追求しようとはしないのは問題であるといわれなければならない。

2. 部落解放総合10カ年計画前期5カ年における市町村同和対策事業費の状況

昭和44年度から昭和48年度の大府下全市町村における同和関係経費について述べておくと、同和関係経費の決算額は1,882億1,803万円である(これは普通会計歳出総額2兆8,897億4,571万円に対して6.5%にあたる)。表4でみるように、そのうち77.5%の1,458億255万円が施設建設等に要する普通建設事業費となっており、普通建設事業費総額1兆1,103億8,159万円に対しては13.1%にあたる。残り22.5%の424億1,548万円が運営関係経費である。(別紙資料9及び10を参照)

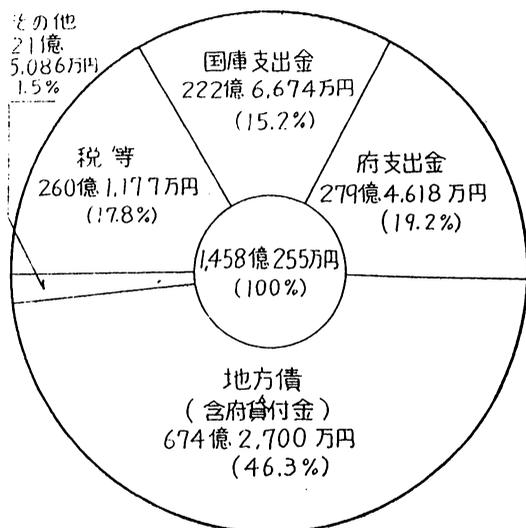
この普通建設事業費を事業別に詳細にみてみると(別紙資料11を参照)住宅、道路、下排水等の生活環境整備費が、723億9,858万円で49.7%、保育所、共同浴場等の社会福祉施設整備費が236億6,024万円16.2%、小・中学校等教育関係施設整備費が405億6,752万円27.8%、その他で6.3%91億7,621万円となっている。(その他整備には産業関係施設整備も含む)このうちで、生活環境

表4. 昭和44~48年度同和関係経費決算状況

(大阪府下全市町村)

項 目		決 算 額 万円	構 成 比 %
普通建設事業費	生活環境施設整備	7,239,858	49.7
	社会福祉施設整備	2,366,024	16.2
	教育関係施設整備	4,056,752	27.8
	そ の 他 整 備	917,621	6.3
	計	14,580,255	100.0
運 営 関 係 経 費		4,241,548	22.5
合 計		18,821,803	100.0

図10. 「普通建設事業費」の財源内訳
(昭和44~48年度)



施設整備費と教育関係施設整備費という、基幹的
事業の経費だけで77.5%を占めているということ
は、部落の実態、部落差別の実態からみて当然と
いうべきであろう。

つぎに、これらの経費の財源についてふれてみ
ると、図10のとおり「普通建設事業費1,458億255
万円のうち、国庫支出金は222億6,674万円で15.2
%、府支出金は19.2%の279億4,618万円で両方合
せると502億1,292万円、34.4%となり、地方債
(含府貸付金)の674億2,700万円、46.3%を合わ
せて80.7%と事業費の大きな部分を補助金と地方
債に依存しているといえることができる。

「運営関係経費」の財源をみると、総額 424億
1,548万円のうち国庫補助金は2.1%の9億494万
円、府支出金で25億8,863万円と6.1%となっており、
合わせても8.2%と補助の割合が極たんに低
く、一般財源(税等)は356億4,191万円であって
84.0%とその占める割合は非常に高率となってい
り、この面での財政援助の抜本的改革がのぞまれ
るところである。

前に、昭和49年度決算の項で述べたことである
が、事業費そのものの比較よりも地方自治体に対
する財源負担の度合いは一般財源(税等)におい
ての比較を論ずるべきである。そこで府下全市町
村の前期5カ年における一般財源(税等)につい
てみてみたい。(別紙資料10を参照)まず歳出総額
2兆8,897億4,571万円のうちに占める一般財源
(税等)の総額は50.6%の1兆4,606億4,584万円で

あるが、同和対策事業費総額1,882億1,803万円のうちに占める一般財源（税等）の額は616億5,367万円で32.8%と低率になっている。これはやはり闘いのなかで高率の補助や、地方債における有利な措置をかちとってきた成果として一般財源（税等）での負担が引下げられている証左である。特に一般財源（税等）総額1兆4,606億4,584万円のうち同和対策事業費に充当された一般財源（税等）の額は616億5,367万円とわずか4.2%にすぎない。事業費において6.5%でありながらそれを下廻る一般財源（税等）率（4.2%）であるということは同和事業において有利な助成が闘いとられた結果として一般財源（税等）による充当がおさえられているといえることができる。

さらに同様の考え方で「普通建設事業費」についてみると、まず「普通建設事業費」総額1兆1,103億8,159万円に占める一般財源（税等）の額は2,772億6,191万円で25.0%であるのに比して、同和対策としての「普通建設事業費」1,458億255万円における一般財源（税等）は260億1,177万円で17.8%とはるかに低い率になっている。日本共産党の差別キャンペーンでは特定の市町村の特別のものをことさらにとらえて市町村の「普通建設事業費」の大半を同和対策事業に投入しているようにいっているが実際は前期5カ年の平均をとってみても13.1%にしかすぎない。そのうえ同和対策としての高率の助成の結果、同和対策事業としての「普通建設事業」への一般財源（税等）の投入額は全体の事業における一般財源（税等）に対して9.4%とはるかに低い率でおさまっているのである。日本共産党はこのような部落解放同盟が中心となって闘った成果として高率の助成がかちとられ、その結果として市町村の実質的負担としての一般財源（税等）からの負担が大幅に軽減されているということ素直に認め、評価すべきであろう。

これらのことは図11をみれば一目で分る筈である。図11は前期5カ年における府下全市町村の歳出総額の財源構成と同和関係経費における財源

構成を比較したものであるが、これをみても、国・府の支出金と地方債において同和事業が非常に有利になっており、一般財源（税等）による充当率が大きく引下げられていることが理解してもらえると思う。

3. 長期10カ年計画前期5カ年における関係市町村同和対策事業費の状況

前期5カ年（昭和44～48年度）における府下関係市町村（除大阪市）21市町村の普通会計における同和対策としての「普通建設事業費」は810億1,512万円であり、（別紙資料12参照。但し、昭和45年度については当部会の手許にある資料としては「決算見込額」のものしかないので、これを使用した）これを事業内容別にみると図12のとおりである。

住宅、道路、下排水等の生活環境施設整備費は部落差別の結果として極めて低位な住環境のもと

図12. 前期5カ年における「普通建設事業費」の状況（府下関係市町村）

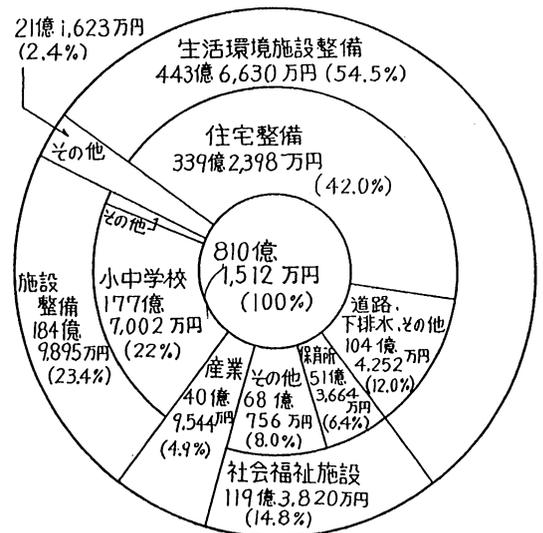
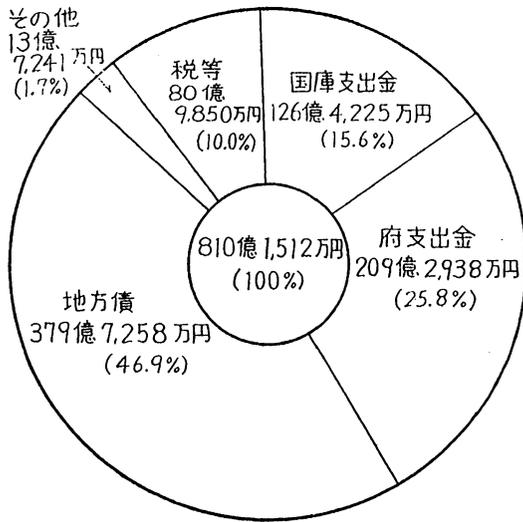


図11. 前期5カ年の財源構成比較（府下全市町村）

歳出総額 (100%) 2兆8,897億4,571万円			
国・府支出金 4,927億13万円 (17.0%)	地方債 4,767億6,020万円 (16.5%)	その他 4,596億3,954万円 (15.9%)	税等 1兆4,606億4,584万円 (50.6%)
			その他 (1.9%)
国・府支出金 537億649万円 (28.5%)	地方債 692億5,346万円 (36.8%)	税等 616億5,367万円 (32.8%)	
同和事業費総額 (100%) 1,882億1,803万円			

図13. 「普通建設事業費」における財源の状況
(府下関係市町村の前期5カ年分)



で定住を余儀なくされてきた部落の生活環境を改善するものであり、一般対策として既に過去において実施されておらねばならない性格のものである。このような住民生活に欠くことのできない生活基盤の整備に要した経費が443億6,630万円と54.5%を占めている。次に保育所、共同浴場などの社会福祉施設整備に要した経費は119億3,820万円(14.8%)であり、産業関係で40億9,544万円(4.9%)となっている。さらに小・中学校教育関係施設整備に要した経費は184億9,895万円と23.4%を占めている。

このように生活基盤の整備に欠くことのできない経費と重要な教育関係施設整備に要する経費だけでも628億6,525万円と77.9%に達している。他の事業も勿論重要なものではあるが、この二つものは部落解放にとって最も根本的なものであると同時に、同和対策としてではなくとも一般対策としてもっと早期に整備されていなければならなかったものである。

つぎに「普通建設事業費」810億1,512万円についてその財源の内訳をみると図13のとおりであるが、うち国庫支出金は126億4,225万円と15.6%、府支出金は209億2,938万円と25.8%となっており合わせれば41.4%を占め、地方債の46.9%(379億7,258万円)とともに88.3%と自主財源以外の部分に大きく依存していることが明らかになっており、これは現在の地方財政制度の特徴でもあるが同時に財源確保の闘いの成果でもある。なお、特

に一般財源(税等)による充当率は10.0%と低くおさえられている。ただ、そうはいっても特別措置法の精神からすれば単年度においては一般財源(税等)は不要というたてまえであるから、さらに国の補助の拡大をはかっていかねばならない。

4. 前期5カ年における「普通建設事業費」と「特別措置法」の措置状況

これまで前期5カ年における歳出総額と同和関係経費について若干の説明をしてきたわけであるが、いうまでもなく同和対策事業に要する経費については「同対審答申」、「特別措置法」の精神からして当然国が責任をもたなければならないものである。そこで実際の国の措置がどうなっているかについて簡単に述べておくこととする。

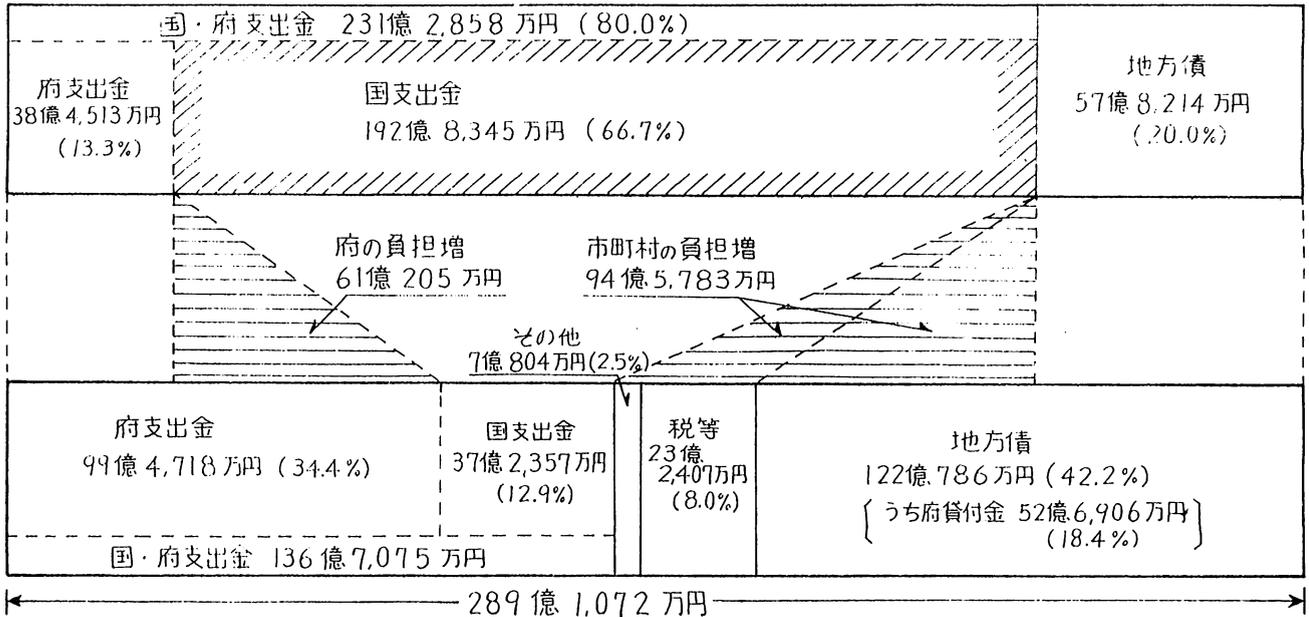
第1章の昭和49年度決算状況のところでも述べたように、いうまでもなく「特別措置法」第7条は『同和対策事業に要した経費に対する国の負担または補助は3分の2の割合をもって算定することとしており、同法第9条によって残り3分の1の地方負担額は地方債で充当することとなっている。さらに、大阪府下においては現行の考え方として市町村に対する助成の負担割合は国・府合せて10分の8を措置するというようにしている。

そこで、このような考え方によって前期5カ年における「普通建設事業費」(関係市町村分〔大阪市を除く〕)810億1,512万円について、それぞれの負担すべき割合を算定すると、図14上段のようになる筈である。しかし、実際の決算上の財源内訳をみると、図14下段のような状況であり、かならずしも「たてまえ」どおりの負担割合になっていないことは明らかである。(別紙資料12を参照)

このことについてさらに説明を加えると、図14をみても分るとおり「特別措置法」第7条の規定からいって、国は事業費の3分の2(66.7%)を措置すべきであるから、その額は540億3,709万円とならねばならない。しかし、実際に措置された国庫支出金は126億4,225万円(15.6%)にすぎないから、「国庫補助金の未措置額」(国の値切り額)は本来国が措置すべき額の76.6%にも達する413億9,484万円という巨額なものとなっているのである。国がこのように「値切った」結果として、府は13.3%107億7,501万円となるべきところ209億2,938万円25.8%と12.5%101億5,437万円の

図14. 前期5カ年の「普通建設事業費」にかかる負担割合

関係市町村（除大阪市）



(上) あるべき姿、(下) 実際の財源内訳

負担増となり、一方地方債については府貸付金を含めて46.9%379億7,258万円となっており「たてまえ」の地方債20.0%、162億302万円に対し26.9%、217億6,956万円の増発となっている。

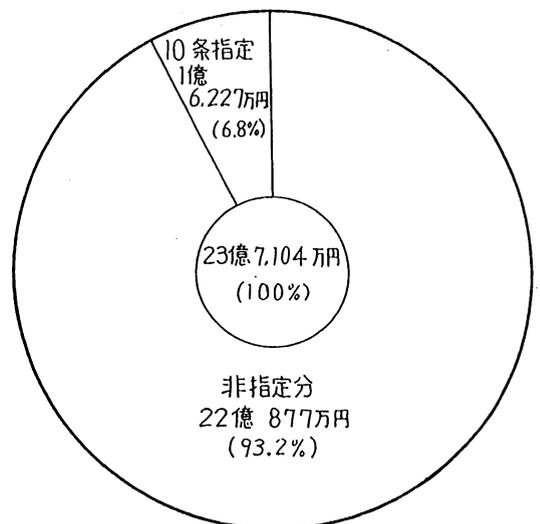
さらに「特別措置法」の「たてまえ」からすれば「普通建設事業費」については単年度の一般財源（税等）は不要となっている筈（償還金については、公債費として「運営関係経費」に含んでいる）であるが、実際には「その他の財源」を含めて11.7%にあたる94億7,091万円というものが使われている。

つぎに、同和事業に対する財源上の措置として「特別措置法」第10条において「同和対策事業につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起した地方債で、自治大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は……地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入する。」と定め、元利償還に要する経費の1000分の800を基準財政需要額に算入することによって地方債の元利償還金の増大が市町村財政を圧迫することのないように措置されることになっている。（いわゆる「10条適用」）。

しかしながら第1章昭和49年度決算の項でも述べたように、国はこれすらゴマカシて、かならずしも「たてまえ」どおりになっていないのが実情である。そこで関係市町村（大阪市を含む）の前

期5カ年間に於ける同和対策事業債にかかる元利償還金について、いわゆる「10条適用」の状況がどうなっているかについて、簡単に述べておくと元利償還額は昭和45年度から昭和48年度までで総額23億7,104万円となっており、図15でみるように、そのうち「10条適用」となったものはわずか6.8%の1億6,227万円にすぎない。これが「たてまえ」どおり全額が10条指定となれば1000分の800であるから、基準財政需要額への算入は18億9,683万円になるのであるが、10条指定されたのが1億6,227万円しかないので基準財政需要額へ

図15. 前期5カ年における同和対策事業債元利償還金の10条指定状況



の算入は1億2,982万円となって、市町村財源としては大きな損失である。(別紙資料13参照)

おわりに

以上で「昭和49年度における府下市町村同和対策事業費の財政状況と国の措置の実態」および「部落解放総合計画前期5カ年における同和対策事業費の状況」についての分析を一応終ることとするが、冒頭に述べたごとくこれまでの総合計画の総括については未だなされていない。そこで、これからの当部会の課題としては前期5カ年の進捗状況、効果測定をも含めた総括を早急に実施する必要がある。前期5カ年の中心になっていた生活環境改善対策でさえかなり立遅れていることは既に述べてきたところであり、その立遅れは勿論克服されなければならないが、今後においては部落解放の人材養成を重視していくことが必要である。具体的には部落解放の立場で教育対策、労働対策、産業対策が重点となってくるべきである。しかしながら、現在の行財政の実態からして地方自治体の段階のみでこれら进行处理することが極めて困難であることもまた否定しえない事実である。(勿論、そのことを理由にこれらの重要課題について地方自治体がサボタージュすることは許されることではない)やはり根本的には国の同和行政の姿勢を抜本的に変革させていく闘いが緊急に強化されねばならない。

そこで、今後の課題である総合計画の質的高まりと推進のために、次の二点に重点を置いた要求を国につきつけてその実現をせまる必要がある。

ひとつは、地方自治体の財源確保のための税財政制度の改革をも含めた全般的問題の一環として、同和行政の財源の抜本的保障の措置を強く要求すること。第二は特別措置法の具体的実施を量質ともに拡充することである。これはどういうことかということ、人材養成に関する特別措置法などのような部門別の特別措置法の制定を要求することである。これらの点の具体的内容等について早急に検討、研究されなければならない。

当面、総合計画推進のために国に対し強く要求することとしては、次のような点が考えられる。

① 国の同和対策長期計画を根本的に再検討し、予算の大幅な増額と、残り3カ年の年次的な事業計画、財政計画を明確にさせるとともに、具

体的に就労の促進、就学の促進、産業の振興などの施策の推進を計画へ盛り込むこと。

- ② 地方自治体の実施する全ての同和対策事業を「特別措置法」第6条の同和対策事業として認定し、すべて法第7条の規定する特別助成の対象とし、すべて法第9条の起債を認め、すべて法第10条を適用すること。この措置は既に執行されているものについては遡及すること。
- ③ 同和対策事業にかかる国庫負担及び補助は実際支出額をもって補助基本額とすること。
- ④ 同和対策事業用地については先行取得を含めて補助の対象とすること。
- ⑤ 同和対策事業にかかる起債については据置期間と返済期間を大幅に延長すること。
- ⑥ 特別措置法審議過程における12項目の確認事項について、積極的に活用すること。

次に国の長期計画の総事業費(昭和47年～昭和53年)の4733億円というものが昭和46年度の極めて不十分な調査に基づき問題を多く含んだまま算定され、それが国の予算措置のよりどころとなってきたという苦い経験を忘れることなく、部落住民自らの手による調査を実施し、その結果をもって国の昭和50年度調査(この調査も極めて不十分であり、実態を把握し、行政施策を考えられるようなものになっていない)をチェックし、我々の総合計画の実現に役立つものとし、それによる国の予算措置を要求していかなければならない。

さらに、総合計画実現の闘いはまだまだ続けられなければならないし当然今後ともそれは部落解放同盟を中心として市民・労働者と共に手を携えて進められていく。それだけではなく、さらに発展し、全ての国民の人権を守り、地方自治を確立していく闘いもまた、その人達の手で進められていくであろう。そういうなかで、日本共産党が部落解放に逆行し差別をバラマキ、市民・労働者の中に分裂をもちこもうとする策動をやめなければ、遠からず彼等は誰からも見放されることとなるであろうことを付記しておきたい。

最後に、本報告についてのご意見ならびに総合計画あるいは財政関係の資料を持っておられれば、当部会の研究の参考としたいので提供していただくよう、お願いして、本報告を終りたい。

区分 市町村名	歳入総額 (A)	左の財源(特定財源のみ)			歳出総額 (B)	左の内普通建設事業費		歳入歳出 差引 (A)-(B) (C)	翌年度へ繰 り越すべき 財 (D)	差 (E)
		国庫支出金	府支出金	地方債		決算額	決算額のうち うち税等			
大阪市	504,279,478	76,938,127	13,222,708	83,560,905	504,139,517	174,485,705	41,671,579	139,961	6,526,229	△
堺市	67,441,123	8,769,771	8,428,884	7,487,693	69,953,304	24,334,293	7,757,541	△ 2,512,181	3,018,724	△
東大阪市	50,319,209	6,417,597	3,361,569	9,090,390	52,108,369	16,740,605	2,684,380	△ 1,789,160	472,183	△
豊中市	58,095,645	3,661,270	1,691,833	6,930,997	58,235,844	12,693,445	3,003,326	△ 140,199	317,732	△
吹田市	31,059,047	2,992,170	2,347,131	3,565,187	30,275,613	11,739,908	1,876,852	783,434	1,050,221	△
高槻市	48,347,864	4,707,502	2,479,949	15,928,462	48,417,866	23,689,573	2,999,106	△ 70,002	468,401	△
八尾市	29,634,207	3,642,716	2,799,722	5,901,858	30,854,581	12,090,908	2,318,317	△ 1,220,374	257,208	△
枚方市	37,465,249	3,103,397	1,328,670	6,531,715	37,774,096	19,402,177	4,995,007	△ 308,847	304,237	△
寝屋川市	21,890,730	2,433,955	1,280,037	2,816,804	22,712,623	7,007,087	1,667,562	△ 821,893	104,838	△
守口市	16,853,414	2,260,992	718,699	2,653,489	17,075,605	5,981,790	1,678,735	△ 222,191	21,488	△
茨木市	21,438,484	2,213,240	1,741,780	4,452,216	21,112,660	9,613,933	2,810,491	325,824	42,710	
岸和田市	17,721,637	2,341,823	1,217,012	1,291,354	17,418,422	5,645,885	1,917,788	303,215	254,103	
真泉市	12,121,211	1,698,214	593,044	1,137,700	13,338,783	3,309,033	986,202	△ 1,217,572	2,812	△
松原市	11,150,954	1,393,439	1,063,026	1,858,239	11,209,706	3,934,937	764,731	△ 58,752	30,662	△
和泉市	12,843,230	2,097,834	1,869,705	1,985,198	12,628,772	5,484,210	777,824	214,458	202,076	
池田市	10,247,735	943,046	903,031	984,844	10,137,430	2,892,927	354,112	110,305	106,956	
大東市	9,015,890	969,123	758,135	510,700	9,598,762	2,048,164	766,058	△ 582,872	27,389	△
曳野市	7,258,767	873,241	487,579	812,800	7,625,423	1,781,698	558,128	△ 366,656	216,594	△
泉佐野市	11,623,971	1,147,731	1,638,896	3,052,319	12,237,670	5,959,947	1,188,201	△ 613,699	341	△
富田林市	9,363,662	880,210	659,686	1,387,850	9,312,868	3,711,005	892,692	50,794	10,862	
貝塚市	7,374,353	863,207	756,529	1,132,116	7,413,094	2,333,109	383,884	△ 38,741	28,276	△
高石市	6,398,250	745,156	330,569	392,500	6,100,341	1,335,316	309,315	297,909	129,550	
摂津市	8,315,780	814,054	291,510	689,800	7,942,497	2,401,598	790,937	373,283	6,800	
大津市	8,467,190	955,438	263,862	1,016,800	8,450,392	2,031,040	406,889	16,7985	27,803	△
箕面市	13,652,978	1,220,109	779,457	1,045,877	13,118,449	6,524,984	3,555,087	54,529	222,390	
柏原市	4,652,446	410,904	344,713	252,300	4,737,869	1,007,854	289,003	△ 85,423	-	△
河内長野市	7,528,955	516,942	450,292	666,415	7,229,180	3,327,496	1,241,589	299,7753	150,367	
藤井寺市	4,811,346	454,639	256,510	244,900	4,494,523	1,079,877	416,355	316,823	57,056	
泉州市	5,393,302	443,584	614,361	1,377,299	5,416,313	2,301,221	267,945	△ 23,011	30,018	△
四條畷市	4,826,468	496,201	296,839	621,725	4,764,426	1,677,896	508,695	62,042	-	
交野市	8,236,496	457,912	218,723	2,809,260	8,311,462	3,973,150	772,759	△ 74,966	20,095	△
市計 (除大阪市)	563,549,593	59,925,417	39,971,753	88,628,807	570,006,943	206,055,066	48,939,511	△ 6,457,350	7,581,892	△
阪南町	4,153,114	201,394	247,518	808,100	4,079,075	2,166,391	629,649	74,039	94,706	△
美原町	2,307,351	148,657	117,828	267,080	2,231,563	822,849	324,688	75,788	36,890	
柳井町	2,266,669	97,822	229,838	371,215	2,299,647	934,144	402,756	△ 32,978	-	△
狭山町	3,348,324	250,968	188,377	709,300	3,347,066	1,549,667	520,986	1,258	-	
島本町	3,055,922	411,239	113,890	410,200	2,976,605	1,249,846	186,817	79,317	5,922	
忠熊町	1,828,525	142,451	162,351	322,800	1,827,186	697,967	100,536	1,339	-	
熊取町	2,457,753	91,182	125,455	432,500	2,401,130	1,426,358	442,869	56,623	674	
能勢町	1,536,130	85,223	518,654	128,313	1,450,654	638,112	64,089	85,476	-	
河田町	1,029,544	66,619	62,125	96,500	917,314	271,378	120,726	112,230	-	
南瓦町	736,615	32,445	60,438	59,600	638,246	149,701	634,303	98,369	-	
太子町	731,407	27,129	135,142	27,500	688,400	183,892	47,127	43,007	-	
千早赤阪村	715,765	19,838	191,879	47,400	706,563	189,964	48,906	9,202	-	
東能勢村	1,337,697	103,392	261,922	211,848	1,219,947	617,487	124,927	117,750	18,612	
町村計	25,504,816	1,678,359	2,415,417	3,892,356	24,783,396	10,897,756	3,048,379	721,420	156,804	
市町村計 (除大阪市)	589,054,409	61,603,776	42,387,170	92,521,163	594,790,339	216,952,822	51,987,890	△ 5,735,930	7,738,696	△
府計	1,093,333,887	138,541,903	55,609,878	176,082,068	1,098,929,856	391,438,527	93,659,469	△ 5,595,969	14,264,925	△

町村普通会計決算状況

昭和49年度地方財政状況調査による

「自治大阪」から転載

(単位千円)

実質収支 (C)-(D) (E)	単年度収支 (F)	積立金 (G)	繰上償還金 (H)	積立金と り く ず し 額 (I)	実質単年度 収 支 (F+G+H-I) (J)	参 考		地 方 交 付 税 (交付、不 交付区分)	財政力 指 数 (%)	經常収 支比率 (%)	公債費 比 率 (%)
						人 口 50.3.31 住民基本 台帳人口	面 積 (km ²)				
△ 6,386,268	△ 643,997	—	—	—	△ 643,997	2,716,790	206.10	交 付	0.84	77.5	12.6
△ 5,530,905	△ 1,525,084	1,042	—	—	△ 1,524,042	726,440	132.22	交 付	0.95	90.9	8.3
△ 2,261,343	△ 426,013	—	19,000	—	△ 407,013	498,947	61.78	交 付	0.78	95.6	14.5
△ 457,931	△ 156,749	—	196,772	—	40,023	380,424	36.60	交 付	0.85	91.3	16.4
△ 266,787	△ 141,797	—	515,575	—	373,778	287,274	36.60	交 付	0.83	84.9	11.7
△ 538,403	△ 449,840	335	—	523,000	△ 972,505	321,609	104.95	交 付	0.75	94.0	18.6
△ 1,477,582	△ 535,456	5,696	175,875	—	△ 353,885	249,613	41.26	交 付	0.76	94.7	17.6
△ 613,084	△ 471,754	—	228,345	—	△ 243,409	289,468	64.52	交 付	0.81	86.2	18.2
△ 926,731	△ 929,903	—	111,679	—	△ 818,224	246,724	24.00	交 付	0.61	103.0	17.6
△ 243,679	△ 356,487	2,462	—	38,258	△ 392,283	180,133	13.13	交 付	0.75	87.3	11.5
△ 283,114	△ 27,580	254,977	—	—	△ 282,557	198,333	75.15	交 付	0.91	79.8	16.7
△ 49,112	△ 85,536	7,948	—	—	△ 77,588	173,750	69.97	交 付	0.67	98.5	8.6
△ 1,220,384	△ 485,031	—	100,720	—	△ 384,311	139,024	12.21	交 付	0.76	99.2	15.7
△ 89,414	△ 61,817	—	46,746	—	△ 15,071	130,327	16.58	交 付	0.48	88.4	12.7
△ 12,382	△ 15,879	—	—	70,000	△ 85,879	116,975	85.44	交 付	0.49	98.4	14.5
△ 3,349	△ 388	797	—	—	△ 409	97,744	21.73	交 付	0.88	94.7	17.5
△ 610,261	△ 329,627	270,000	—	—	△ 59,627	107,617	18.37	交 付	0.73	91.0	15.3
△ 583,250	△ 56,353	—	—	—	△ 56,353	92,155	27.00	交 付	0.49	93.9	17.5
△ 614,040	△ 536,446	—	—	—	△ 536,446	86,030	50.80	交 付	0.66	124.3	14.2
△ 39,932	△ 1,657	—	—	—	△ 1,657	89,903	39.67	交 付	0.51	79.9	11.1
△ 67,017	△ 63,684	—	—	—	△ 63,684	77,247	40.69	交 付	0.67	98.4	12.8
△ 168,359	△ 89,440	—	—	—	△ 89,440	65,472	10.32	不交付	1.18	86.3	16.5
△ 366,483	△ 577,198	105,000	174,433	—	△ 856,631	73,287	15.71	交 付	0.72	99.8	19.9
△ 11,005	△ 172,892	206,082	—	200,000	△ 166,810	64,344	10.61	交 付	0.73	101.3	16.1
△ 312,139	△ 69,481	144,394	—	294,394	△ 80,519	74,616	48.35	交 付	0.95	81.4	4.7
△ 85,423	△ 36,448	172,769	29,650	—	△ 165,971	60,432	24.77	交 付	0.68	88.7	11.9
△ 149,408	△ 99,556	202,172	46	—	△ 301,774	66,036	109.60	交 付	0.60	80.5	8.7
△ 259,767	△ 92,010	—	—	—	△ 92,010	57,935	8.70	交 付	0.63	84.5	18.3
△ 53,029	△ 41,456	116,498	—	38,832	△ 36,201	45,882	44.47	交 付	0.58	99.2	8.6
△ 62,042	△ 40,195	3,202	18,550	—	△ 18,443	50,859	18.90	交 付	0.42	84.4	17.9
△ 95,061	△ 260,832	8,609	49,500	—	△ 202,273	50,640	25.29	交 付	0.51	91.7	15.0
△ 14,039,242	△ 6,401,184	1,501,983	1,666,891	1,164,484	△ 4,396,794	5,099,240	1,286.41		0.76	91.9	14.1
△ 20,667	△ 48,589	117,994	—	—	△ 69,405	36,653	36.43	交 付	0.50	71.5	9.1
△ 38,898	△ 10,606	59,560	37,574	—	△ 107,740	26,179	13.37	交 付	0.72	64.6	12.0
△ 32,978	△ 74,663	61,612	—	95,936	△ 40,339	22,861	48.97	交 付	0.56	68.4	8.8
△ 1,258	△ 400	685	—	—	△ 1,085	35,073	12.05	交 付	0.50	73.9	12.3
△ 73,395	△ 50,659	737	—	9,090	△ 42,306	21,505	16.82	交 付	0.74	113.1	16.7
△ 1,339	△ 33,019	588	—	—	△ 32,431	17,142	3.17	交 付	0.68	93.0	8.7
△ 55,949	△ 51,712	6,940	—	—	△ 44,772	18,070	17.21	交 付	0.57	85.0	10.7
△ 85,476	△ 33,077	20,845	—	—	△ 53,922	10,057	98.56	交 付	0.26	80.7	8.0
△ 112,230	△ 68,325	10,000	—	—	△ 78,325	11,772	25.48	交 付	0.25	49.7	7.3
△ 98,369	△ 28,922	3,289	—	—	△ 32,211	8,323	2.12	交 付	0.39	80.2	8.6
△ 43,007	△ 720	22,528	15,000	—	△ 38,248	7,138	14.23	交 付	0.31	82.3	8.2
△ 9,202	△ 2,862	18,567	—	—	△ 15,705	5,092	37.13	交 付	0.24	77.7	9.5
△ 99,138	△ 28,925	—	5,379	—	△ 34,304	7,020	34.47	交 付	0.31	58.7	8.1
564,616	160,115	323,345	57,953	105,026	436,378	226,885	360.01		0.51	77.0	10.45
△ 13,474,626	△ 6,241,069	1,825,328	1,724,844	1,269,510	△ 3,960,407	5,326,125	1,649.42		0.75	91.2	13.9
△ 19,860,894	△ 6,885,066	1,825,328	1,724,844	1,269,510	△ 4,604,404	8,042,915	1,855.52		0.80	84.7	13.3

区 分	総事業費 A	左 の 財 源 内 訳						左 の 構 成 率				
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税 等 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	
普通 生活環境 施設整備	① 住宅整備	15,601,492	4,336,174	4,450,178	4,652,130	486,112	1,676,898	27.79	28.52	56.31	29.82	3.12
	② 道路整備	4,420,760	1,180,038	1,200,290	1,569,454	1,315	469,663	26.69	27.15	53.84	35.50	0.03
	③ 下排水路整備	707,723	147,660	364,994	169,793	3,685	21,591	20.86	51.57	72.43	23.99	0.52
	④ その他整備	1,305,676	78,775	256,523	946,765	25	23,588	6.03	19.65	25.68	72.51	0.00
	小 計	22,035,651	5,742,647	6,271,985	7,338,142	491,137	2,191,740	26.06	28.46	54.52	33.30	2.23
建 設 事 業	① 隣保館	4,801,969	100,888	2,441,620	2,217,637	0	41,824	2.10	50.85	52.95	46.18	—
	② 保育所	3,873,169	166,403	1,688,067	1,812,017	34,357	172,325	4.30	43.58	47.88	46.78	0.89
	③ その他	5,370,825	59,426	1,342,121	3,813,323	27,837	128,118	1.11	24.99	26.10	71.00	0.52
	小 計	14,045,963	326,717	5,471,808	7,842,977	62,194	342,267	2.33	38.96	41.29	55.84	0.44
業 費	3 産業関係整備	942,924	0	346,167	232,853	133,144	230,760	—	36.71	36.71	24.69	14.12
4 教育関係施設整備	① 小・中学校	18,437,052	325,099	31,909	8,135,778	163,876	9,780,390	1.76	0.17	1.93	44.13	0.89
	② その他	3,274,531	6,300	1,317,887	1,737,969	46,295	166,080	0.19	40.25	40.44	53.08	1.41
	小 計	21,711,583	331,399	1,349,796	9,873,747	210,171	9,946,470	1.53	6.22	7.75	45.48	0.97
5 その他整備	1,588,625	11,240	713,419	726,409	0	137,557	0.71	44.91	45.62	45.73	—	
計	60,324,746	6,412,003	14,153,175	26,014,128	896,646	12,848,794	10.63	23.46	34.09	43.12	1.49	
運 営 関 係 経 費	23,176,149	473,421	1,740,724	519,731	704,294	19,737,979	2.04	7.51	9.55	2.24	3.04	
合 計	83,500,895	6,885,424	15,893,899	26,533,859	1,600,940	32,586,773	8.25	19.03	27.28	31.78	1.92	

資料3 昭和49年度普通会計歳出における同和関係経費の状況（府下全市

市町村名	普通会計歳出額		左		
	全体 A	同和 B	国・府		
			国庫支出金		府支
			全体 C	同和 D	全体 E
A	58,235,844	742,719	3,661,270	97,861	1,691,833
B	10,137,430	492,345	943,046	29,212	903,031
C	30,275,613	861,673	2,992,170	94,366	2,347,131
D	48,417,866	2,766,926	4,707,502	118,407	2,479,949
E	21,112,660	1,335,128	2,213,240	213,816	1,741,780
F	13,118,449	1,168,352	1,220,109	51,886	779,457
G	1,450,654	293,357	85,223	3,582	518,654
H	1,219,947	235,672	103,392	16,459	261,922
I	30,854,581	5,399,242	3,642,716	502,078	2,799,722
J	9,312,868	1,314,339	880,210	112,773	659,686
K	22,712,623	1,719,863	2,433,955	240,494	1,280,037
L	11,209,706	1,042,113	1,393,439	32,623	1,063,026
M	9,598,762	1,073,912	969,123	73,548	758,135
N	7,625,423	813,764	873,241	108,654	487,579
O	52,108,369	3,957,323	6,417,597	303,782	3,361,569
P	69,953,304	7,242,359	8,769,771	1,038,963	8,428,884
Q	7,413,094	1,395,157	863,207	126,715	756,529
R	12,237,670	4,457,830	1,147,731	163,178	1,638,896
S	12,628,772	4,096,189	2,097,834	672,446	1,869,705
T	5,416,313	1,154,904	443,5849	110,198	614,361
U	2,299,647	543,984	97,822	20,472	229,838
関係衛星市町村計	437,339,595	42,107,151	45,956,182	4,131,513	34,671,724
V	504,139,517	41,035,975	76,938,127	2,753,911	13,222,709
合計	941,479,112	83,143,126	122,894,309	6,885,424	47,894,432
その他の市町村	157,450,744	357,764	15,647,594	0	7,715,446
総計	1,098,929,856	83,500,890	138,541,903	6,885,424	55,609,878

町村分)

の 財 源 内 訳							運営関係経費	
出 金			地 方 債		4 4		全 体 M	同 和 N
出 金 同 和 F	計		全 体 I	同 和 J	全 体 K	同 和 L		
	全 体 G	同 和 H						
145,060	5,353,103	242,921	6,930,997	102,718	22,936,345	393,651	45,542,399	424,477
199,326	1,846,077	228,538	984,844	142,444	6,493,940	121,293	7,244,503	144,202
213,739	5,339,301	308,105	3,565,187	119,469	15,855,482	432,970	18,466,416	450,059
915,820	7,187,451	1,034,227	15,928,462	1,028,743	19,102,329	668,838	24,650,713	688,867
497,700	3,955,020	711,516	4,452,216	162,400	12,156,246	390,174	11,205,979	495,286
258,209	1,999,566	310,095	1,045,877	297,977	8,952,465	560,280	6,587,283	93,664
175,841	603,877	179,423	128,313	16,400	671,166	70,021	728,095	56,741
138,730	365,314	155,189	211,848	46,308	588,252	33,606	537,466	28,070
1,250,353	6,442,438	1,752,431	5,901,858	1,731,209	15,717,027	1,892,568	18,697,655	1,827,855
159,660	1,539,896	272,433	1,387,850	515,822	5,110,579	446,109	5,601,863	515,220
401,160	3,713,992	641,654	2,816,804	323,204	13,554,903	734,660	15,699,536	794,902
272,094	2,456,465	304,717	1,858,239	129,658	6,642,882	581,054	7,274,769	721,713
245,017	1,727,258	318,565	510,700	175,800	6,905,434	577,871	7,527,191	690,157
175,013	1,360,820	283,667	812,800	28,900	5,386,920	466,720	5,843,725	655,608
1,096,477	9,779,166	1,400,259	9,090,390	1,255,071	30,670,462	1,301,993	35,367,764	1,219,546
1,912,658	17,198,655	2,951,621	7,487,693	1,773,151	42,885,298	2,091,237	45,057,074	2,064,868
254,629	1,619,736	381,344	1,132,116	589,116	4,454,465	370,901	5,024,008	390,251
1,213,408	2,786,627	1,376,586	3,052,319	1,967,396	6,137,465	1,096,179	6,178,912	813,421
1,337,583	3,967,539	1,960,029	1,985,198	1,328,490	6,420,346	668,744	7,076,614	644,865
330,219	1,057,945	440,417	1,377,299	432,799	2,734,225	256,240	3,109,225	301,928
101,998	327,660	122,470	371,215	189,915	1,558,200	227,705	1,328,447	174,726
11,294,694	80,627,906	15,426,207	71,032,225	12,356,990	234,834,431	13,382,814	278,749,637	13,196,426
4,559,525	90,160,835	7,313,436	83,560,905	14,157,969	249,879,183	18,906,790	328,172,576	9,677,070
15,854,219	170,788,741	22,739,643	154,593,130	26,514,959	484,713,614	32,289,604	606,922,213	22,873,496
39,680	23,363,040	39,680	21,488,939	18,900	93,295,340	297,164	97,250,116	302,648
15,893,899	194,151,781	22,779,323	176,082,068	26,533,859	578,008,954	32,586,768	704,172,329	23,176,144

普通建設事業費									
決算額		左の内税等		B A	C A	E A	C+E A	I A	
全体 O	同和 P	全体 Q	同和 R						
12,693,445	318,242	3,003,326	6,373	1.28	6.29	2.91	9.20	11.90	
2,892,927	348,143	354,112	157	4.86	9.30	8.91	18.21	9.71	
11,739,908	411,614	1,876,852	31,172	2.85	9.88	7.75	17.63	11.78	
23,689,573	2,078,059	2,999,106	84,139	5.71	9.72	5.12	14.84	32.90	
9,613,933	839,842	2,810,491	19,361	6.32	10.48	8.25	18.73	21.09	
6,524,984	1,074,688	3,555,087	478,318	8.91	9.30	5.94	15.24	7.97	
638,112	236,616	64,089	28,210	20.22	5.87	35.75	41.62	8.85	
617,487	207,602	124,927	17,019	19.32	8.48	21.47	29.95	17.37	
12,090,908	3,571,387	2,318,317	331,856	17.50	11.81	9.07	20.88	19.13	
3,711,005	799,119	892,692	56,215	14.11	9.45	7.08	16.53	14.90	
7,007,087	924,961	1,667,562	72,936	7.57	10.72	5.64	16.36	12.40	
3,934,937	320,400	764,731	1,162	9.30	12.43	9.48	21.91	16.58	
2,048,164	383,755	766,058	10,039	11.19	10.10	7.90	18.00	5.32	
1,781,698	158,156	558,128	15,753	10.67	11.45	6.39	17.84	10.66	
16,740,605	2,737,777	2,684,380	158,613	7.59	12.32	6.45	18.77	17.45	
24,334,293	5,177,491	7,757,541	245,267	10.35	12.54	12.05	24.59	10.70	
2,333,109	1,004,906	383,884	49,007	18.82	11.64	10.21	21.85	15.27	
5,959,947	3,644,409	1,188,201	432,055	36.43	9.38	13.39	22.77	24.94	
5,484,210	3,451,324	777,824	155,118	32.44	16.61	14.81	31.42	15.72	
2,301,221	852,976	267,945	29,902	21.32	8.19	11.34	19.53	25.43	
934,144	369,258	402,756	101,401	23.66	4.25	9.99	14.24	16.14	
157,071,697	28,910,725	35,218,009	2,324,073	9.63	10.51	7.93	18.44	16.24	
174,485,705	31,358,905	41,671,579	10,524,205	8.14	15.26	2.62	17.88	16.57	
331,557,402	60,269,630	76,889,588	12,848,278	8.83	13.05	5.09	18.14	16.42	
59,881,125	55,116	16,769,881	516	0.23	9.94	4.90	14.84	13.65	
391,438,527	60,324,746	93,659,469	12,848,794	7.60	12.61	5.06	17.67	16.02	

(單位千円)

率 (%)

$\frac{K}{A}$	$\frac{D}{B}$	$\frac{F}{B}$	$\frac{D+E}{B}$	$\frac{J}{B}$	$\frac{L}{B}$	$\frac{D}{C}$	$\frac{F}{E}$	$\frac{H}{G}$	$\frac{J}{I}$	$\frac{L}{K}$	$\frac{M}{A}$	$\frac{O}{A}$	$\frac{N}{B}$	$\frac{P}{B}$	$\frac{Q}{O}$	$\frac{R}{P}$	$\frac{R}{Q}$	$\frac{N}{M}$	$\frac{P}{O}$
39.39	13.18	19.53	32.71	13.83	53.00	2.67	8.57	4.54	1.48	1.72	78.20	21.80	57.15	42.85	23.66	2.00	0.21	0.93	2.51
63.07	5.93	40.49	46.42	28.93	24.64	3.10	22.07	12.38	14.46	1.90	71.46	28.54	29.29	70.71	12.24	0.05	0.04	1.99	12.03
52.37	10.95	24.81	35.76	13.86	50.25	3.15	9.11	5.77	3.35	2.73	60.99	38.78	52.23	47.77	15.99	7.57	1.66	2.44	3.51
39.45	4.28	33.10	37.38	37.18	24.17	2.52	36.93	14.39	6.46	3.50	50.91	48.93	24.90	75.10	12.66	4.05	2.81	2.79	8.77
57.58	16.01	37.28	53.29	12.16	29.22	9.66	28.57	17.99	3.65	3.21	53.08	45.54	37.10	62.90	29.23	2.31	0.69	4.42	8.74
68.24	4.44	22.10	26.54	25.50	47.95	4.25	33.13	15.51	28.49	6.26	50.21	49.74	8.02	91.98	54.48	44.51	13.45	1.42	16.47
46.27	1.22	59.94	61.16	5.59	23.87	4.20	33.90	29.71	12.78	10.43	50.19	43.99	19.34	80.66	10.04	11.92	44.02	7.79	37.08
48.22	6.98	58.87	65.85	19.65	14.26	15.92	52.97	42.48	21.86	5.71	44.06	50.62	11.91	88.09	20.23	8.20	13.62	5.22	33.62
50.94	9.30	23.16	32.46	32.06	35.05	13.78	44.66	27.20	29.33	12.04	60.60	39.19	33.85	66.15	19.17	9.29	14.31	9.78	29.54
54.88	8.58	12.15	20.73	39.25	33.94	12.81	24.20	17.69	37.17	8.73	60.15	39.85	39.20	60.80	24.06	7.03	6.30	9.20	21.53
59.68	13.98	23.33	37.31	18.79	42.72	9.88	31.34	17.28	11.47	5.42	69.12	30.85	46.22	53.78	23.80	7.89	4.37	5.06	13.20
59.26	3.13	26.11	29.24	12.44	55.76	2.34	25.60	12.40	6.98	8.75	64.90	35.10	69.25	30.75	19.43	0.36	0.15	9.92	8.14
71.94	6.85	22.82	29.67	16.37	53.81	7.59	32.32	18.44	34.42	8.37	78.42	21.34	64.27	35.73	37.40	2.62	1.31	9.17	18.74
70.64	13.35	21.51	34.86	3.55	57.35	12.44	35.89	20.85	3.56	8.66	76.63	23.37	80.56	19.44	31.33	9.96	2.82	11.22	8.88
58.86	7.68	27.71	35.39	31.72	32.90	4.73	32.62	14.32	13.81	4.25	67.87	32.13	30.82	69.18	16.04	5.79	5.91	3.45	16.35
61.31	14.35	26.41	40.76	24.48	28.88	11.85	22.69	17.16	23.68	4.88	64.41	34.79	28.51	71.49	31.88	4.74	3.16	4.58	21.28
70.09	9.08	18.25	27.33	42.23	26.58	14.68	33.66	23.54	52.04	8.33	67.77	31.47	27.97	72.03	16.45	4.88	12.77	7.77	43.07
45.15	3.66	27.22	30.88	44.13	24.59	14.22	74.04	49.40	64.46	17.86	50.49	48.70	18.25	81.75	19.94	11.86	36.36	13.16	61.15
50.84	16.42	32.65	49.07	32.43	16.33	32.05	71.54	49.40	66.92	10.42	56.04	43.43	15.74	84.26	14.18	4.49	19.94	9.11	62.93
50.48	9.54	28.59	38.13	37.47	22.19	24.84	53.75	41.63	31.42	9.37	57.40	42.49	26.14	73.86	11.64	3.51	11.16	9.71	37.07
47.76	3.76	18.75	22.51	34.91	41.86	20.93	44.38	37.38	51.16	14.61	57.77	40.62	32.12	67.88	43.11	27.46	24.18	13.15	39.53
45.70	9.81	26.82	36.63	29.35	31.78	8.99	32.58	19.13	17.40	5.70	63.74	35.92	31.34	68.66	22.42	8.04	6.60	4.73	18.41
49.57	6.71	11.11	17.82	34.50	46.07	3.58	34.48	8.11	16.94	7.57	65.10	34.61	23.58	76.42	23.88	33.56	25.26	2.95	17.97
51.48	8.28	19.07	27.35	31.89	38.84	5.60	33.10	13.31	17.15	6.66	64.46	35.22	27.51	72.49	23.19	21.32	16.71	3.77	18.18
59.25	—	11.09	11.09	5.28	83.06	—	0.51	0.17	0.09	0.32	61.77	38.03	84.59	15.41	28.01	0.94	0.00	0.31	0.09
52.60	8.25	19.03	27.28	31.78	39.03	4.97	28.58	11.73	15.07	5.64	64.08	35.62	27.76	72.24	23.93	21.30	13.72	3.29	15.41

率 (%)

	K A	D B	F B	D+E B	J B	L B	D C	F E	H G	J I	L K	M A	O A	N B	P B	Q O	R P	R Q	N M	P O
12	39.39	13.18	19.53	32.71	13.83	53.00	2.67	8.57	4.54	1.48	1.72	78.20	21.80	57.15	42.85	23.66	2.00	0.21	0.93	2.51
03	53.07	5.93	40.49	46.42	28.93	24.64	3.10	22.07	12.38	14.46	1.90	71.46	28.54	29.29	70.71	12.24	0.05	0.04	1.99	12.03
52	52.37	10.95	24.81	35.76	13.86	50.25	3.15	9.11	5.77	3.35	2.73	60.99	38.78	52.23	47.77	15.99	7.57	1.66	2.44	3.51
00	39.45	4.28	33.10	37.38	37.18	24.17	2.52	36.93	14.39	6.46	3.50	50.91	48.93	24.90	75.10	12.66	4.05	2.81	2.79	8.77
23	57.58	16.01	37.28	53.29	12.16	29.22	9.66	28.57	17.99	3.65	3.21	53.08	45.54	37.10	62.90	29.23	2.31	0.69	4.42	8.74
89	58.24	4.44	22.10	26.54	25.50	47.95	4.25	33.13	15.51	28.49	6.26	50.21	49.74	8.02	91.98	54.48	44.51	13.45	1.42	16.47
52	46.27	1.22	59.94	61.16	5.59	23.87	4.20	33.90	29.71	12.78	10.43	50.19	43.99	19.34	80.66	10.04	11.92	44.02	7.79	37.08
00	48.22	6.98	58.87	65.85	19.65	14.26	15.92	52.97	42.48	21.86	5.71	44.06	50.62	11.91	88.09	20.23	8.20	13.62	5.22	33.62
23	50.94	9.30	23.16	32.46	32.06	35.05	13.78	44.66	27.20	29.33	12.04	60.60	39.19	33.85	66.15	19.17	9.29	14.31	9.78	29.54
89	54.88	8.58	12.15	20.73	39.25	33.94	12.81	24.20	17.69	37.17	8.73	60.15	39.85	39.20	60.80	24.06	7.03	6.30	9.20	21.53
52	59.68	13.98	23.33	37.31	18.79	42.72	9.88	31.34	17.28	11.47	5.42	69.12	30.85	46.22	53.78	23.80	7.89	4.37	5.06	13.20
00	59.26	3.13	26.11	29.24	12.44	55.76	2.34	25.60	12.40	6.98	8.75	64.90	35.10	69.25	30.75	19.43	0.36	0.15	9.92	8.14
23	71.94	6.85	22.82	29.67	16.37	53.81	7.59	32.32	18.44	34.42	8.37	78.42	21.34	64.27	35.73	37.40	2.62	1.31	9.17	18.74
89	70.64	13.35	21.51	34.86	3.55	57.35	12.44	35.89	20.85	3.56	8.66	76.63	23.37	80.56	19.44	31.33	9.96	2.82	11.22	8.88
52	58.86	7.68	27.71	35.39	31.72	32.90	4.73	32.62	14.32	13.81	4.25	67.87	32.13	30.82	69.18	16.04	5.79	5.91	3.45	16.35
00	51.31	14.35	26.41	40.76	24.48	28.88	11.85	22.69	17.16	23.68	4.88	64.41	34.79	28.51	71.49	31.88	4.74	3.16	4.58	21.28
23	50.09	9.08	18.25	27.33	42.23	26.58	14.68	33.66	23.54	52.04	8.33	67.77	31.47	27.97	72.03	16.45	4.88	12.77	7.77	43.07
89	50.15	3.66	27.22	30.88	44.13	24.59	14.22	74.04	49.40	64.46	17.86	50.49	48.70	18.25	81.75	19.94	11.86	36.36	13.16	61.15
52	50.84	16.42	32.65	49.07	32.43	16.33	32.05	71.54	49.40	66.92	10.42	56.04	43.43	15.74	84.26	14.18	4.49	19.94	9.11	62.93
00	50.48	9.54	28.59	38.13	37.47	22.19	24.84	53.75	41.63	31.42	9.37	57.40	42.49	26.14	73.86	11.64	3.51	11.16	9.71	37.07
23	57.76	3.76	18.75	22.51	34.91	41.86	20.93	44.38	37.38	51.16	14.61	57.77	40.62	32.12	67.88	43.11	27.46	24.18	13.15	39.53
89	53.70	9.81	26.82	36.63	29.35	31.78	8.99	32.58	19.13	17.40	5.70	63.74	35.92	31.34	68.66	22.42	8.04	6.60	4.73	18.41
52	49.57	6.71	11.11	17.82	34.50	46.07	3.58	34.48	8.11	16.94	7.57	65.10	34.61	23.58	76.42	23.88	33.56	25.26	2.95	17.97
00	51.48	8.28	19.07	27.35	31.89	38.84	5.60	33.10	13.31	17.15	6.66	64.46	35.22	27.51	72.49	23.19	21.32	16.71	3.77	18.18
23	59.25	—	11.09	11.09	5.28	83.06	—	0.51	0.17	0.09	0.32	61.77	38.03	84.59	15.41	28.01	0.94	0.00	0.31	0.09
89	52.60	8.25	19.03	27.28	31.78	39.03	4.97	28.58	11.73	15.07	5.64	64.08	35.62	27.76	72.24	23.93	21.30	13.72	3.29	15.41

資料4 昭和49年度 同和対策事業にかかる国庫補助対象および地方債の状況

〔関係市町村(大阪市を除く)〕

(単位千円)

市町村名	国庫補助対象の状況					地方債(除府貸付金)等の状況					
	普通建設事業費					昭和49年度地方債の状況			昭和49年度地方債元利償還の状況		
	実施事業費 A	国庫補助 対象事業費 B	国庫補助 基本額 C	B/A	C/A	同和対策 事業債 D	左の内10条 指 定 分 E	E/D	同和対策事 業債にかか る元利償還 F	左の内10条 指 定 分 G	G/F
A	318,242	238,159	138,153	74.84	43.42	63,100	44,900	71.16	29,815	4,375	14.67
B	348,143	199,888	42,999	57.42	12.35	106,100	9,600	9.05	23,036	401	1.74
C	411,614	213,201	124,750	51.80	30.31	75,200	46,900	62.37	35,652	5,735	16.09
D	2,078,059	970,007	186,922	46.68	9.00	766,290	8,715	1.14	63,131	4,397	6.96
E	839,842	437,977	276,134	52.15	32.88	165,900	37,600	22.66	68,789	9,514	13.83
F	1,074,688	103,129	77,576	9.60	7.22	99,700	22,700	22.77	9,068	2,685	29.61
G	236,616	4,095	4,095	1.73	1.73	14,900	300	2.01	6,957	419	6.02
H	207,602	163,859	163,859	78.93	78.93	70,900	6,100	8.60	989	0	—
I	3,571,387	1,157,506	705,799	32.41	19.76	1,058,500	55,700	5.26	132,748	23,459	17.67
J	799,119	230,408	116,110	28.83	14.53	105,800	12,800	12.10	23,925	3,612	15.10
K	924,961	493,466	326,240	53.35	35.27	207,200	200	0.10	40,839	2,849	6.98
L	320,400	3,005	3,000	0.94	0.94	41,400	600	1.45	68,168	4,824	7.08
M	383,755	151,755	52,598	39.54	13.71	164,400	20,300	12.35	94,026	4,404	4.68
N	158,156	122,494	59,642	77.45	37.71	27,100	2,600	9.59	42,801	2,714	6.34
O	2,737,777	1,439,553	454,036	52.58	16.58	950,700	14,224	1.50	93,474	3,248	3.47
P	5,177,491	2,968,976	1,488,477	57.34	28.75	598,800	0	—	83,513	2,280	2.73
Q	1,004,906	303,726	185,698	30.22	18.48	97,475	14,400	14.77	27,012	2,652	9.82
R	3,644,409	1,241,249	222,654	34.06	6.11	575,700	3,600	0.63	78,344	2,829	3.61
S	3,451,324	2,372,077	1,009,747	68.73	29.26	188,690	0	—	67,780	4,977	7.34
T	852,976	539,657	137,626	63.27	16.13	217,099	2,900	1.34	39,588	2,195	5.54
U	369,258	23,944	22,815	6.48	6.18	17,000	3,400	20.00	15,981	2,018	12.63
計	28,910,725	13,378,131	5,798,930	46.27	20.06	5,611,954	307,539	5.48	1,045,638	89,587	8.57

資料 5-1 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村（大阪市を除く）〕（総括）

（単位千円）

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率						
		国支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+E+F}{A}$
A	742,719	97,861	145,060	102,718	3,429	393,651	13.18	19.53	32.71	13.83	0.46	53.00	67.29
B	492,345	29,212	199,326	142,444	70	121,293	5.93	40.49	46.42	28.93	0.01	24.64	53.58
C	861,673	94,366	213,739	119,469	1,129	432,970	10.95	24.81	35.76	13.86	0.13	50.25	64.24
D	2,766,926	118,407	915,820	1,028,743	35,118	668,838	4.28	33.10	37.38	37.18	1.27	24.17	62.62
E	1,335,128	213,816	497,700	162,400	71,038	390,174	16.01	37.28	53.29	12.16	5.32	29.23	46.71
F	1,168,352	51,886	258,209	297,977	0	560,280	4.44	22.10	26.54	25.50	—	47.96	73.46
G	293,357	3,582	175,841	16,400	27,513	70,021	1.22	59.94	61.16	5.59	9.38	23.87	38.84
H	235,672	16,459	138,730	46,308	569	33,606	6.98	58.87	65.85	19.65	0.24	14.26	34.15
I	5,399,242	502,078	1,250,353	1,731,209	23,034	1,892,568	9.30	23.16	32.46	32.06	0.43	35.05	67.54
J	1,314,339	112,773	159,660	515,822	79,975	446,109	8.58	12.15	20.73	39.25	6.08	33.94	79.27
K	1,719,863	240,494	401,160	323,204	20,345	734,660	13.98	23.33	37.31	18.79	1.18	42.72	62.69
L	1,042,113	32,623	272,094	129,658	26,684	581,054	3.13	26.11	29.24	12.44	2.56	55.76	70.76
M	1,073,912	73,548	245,017	175,800	1,676	577,871	6.85	22.82	29.67	16.37	0.16	53.80	70.33
N	813,764	108,654	175,013	28,900	34,477	466,720	13.35	21.51	34.86	3.55	4.24	57.35	65.14
O	3,957,323	303,782	1,096,477	1,255,071	0	1,301,993	7.68	27.71	35.39	31.71	—	32.90	64.61
P	7,242,359	1,038,963	1,912,658	1,773,151	426,350	2,091,237	14.35	26.41	40.76	24.48	5.89	28.87	59.24
Q	1,395,157	126,715	254,629	589,116	53,796	370,901	9.08	18.25	27.33	42.23	3.86	26.58	72.67
R	4,457,830	163,178	1,213,408	1,967,396	17,669	1,096,179	3.66	27.22	30.88	44.13	0.40	24.59	69.12
S	4,096,189	672,446	1,337,583	1,328,490	88,926	668,744	16.42	32.65	49.07	32.43	2.17	16.33	50.93
T	1,154,904	110,198	330,219	432,799	25,448	256,240	9.54	28.59	38.13	37.48	2.20	22.19	61.87
U	543,984	20,472	101,998	189,915	3,894	227,705	3.76	18.75	22.51	34.91	0.72	41.86	77.49
計	42,107,151	4,131,513	11,294,694	12,356,990	941,140	13,382,814	9.81	26.82	36.63	29.35	2.24	31.78	63.37

資料 5-2 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村（大阪市除く）〕

普通建設事業費（集計表）

（単位千円）

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+E}{A}$	$\frac{B}{a}$
A	318,242	92,102	123,716	96,051	0	6,373	28.94	38.87	67.81	30.18	—	2.01	32.19	66.66
B	348,143	28,665	179,807	139,444	70	157	8.23	51.65	59.88	40.05	0.02	0.05	40.12	16.65
C	411,614	85,592	179,381	115,469	0	31,172	20.79	43.58	64.37	28.05	—	7.58	35.63	68.61
D	2,078,059	111,532	860,645	1,021,743	0	84,139	5.37	41.42	46.79	49.17	—	4.04	53.21	59.67
E	839,842	183,275	415,187	156,400	65,619	19,361	21.82	49.44	71.26	18.62	7.81	2.31	28.74	41.85
F	1,074,688	51,340	247,118	297,912	0	478,318	4.78	22.99	27.77	27.72	—	44.51	72.23	66.18
G	236,616	3,583	160,911	16,400	27,513	28,210	1.51	68.01	69.52	6.93	11.63	11.92	30.48	87.47
H	207,602	15,938	127,768	46,308	569	17,019	7.68	61.54	69.22	22.31	0.27	8.20	30.78	9.73
I	3,571,387	466,011	1,045,311	1,728,209	0	331,856	13.05	29.27	42.32	48.39	—	9.29	57.68	66.03
J	79,119	75,577	85,439	507,156	74,732	56,215	9.46	10.69	20.15	63.46	9.35	7.04	79.85	32.80
K	924,961	211,969	315,004	308,971	16,081	72,936	22.92	34.06	56.98	33.40	1.74	7.88	43.02	42.96
L	320,400	2,000	176,868	129,658	21,712	1,162	0.62	51.77	52.39	40.47	6.78	0.36	47.61	66.67
M	383,755	36,217	182,699	154,800	0	10,039	9.44	47.61	57.05	40.34	—	2.61	42.95	23.87
N	158,156	39,761	75,742	26,900	0	15,753	25.14	47.89	73.03	17.01	—	9.96	26.97	32.46
O	2,737,777	302,690	1,026,403	1,250,071	0	158,613	11.06	37.49	48.55	45.66	—	5.79	51.45	66.67
P	5,177,491	992,265	1,804,938	1,753,151	381,870	245,267	19.16	34.86	54.02	33.86	7.38	4.74	45.98	66.66
Q	1,004,906	126,168	200,819	575,116	53,796	49,007	12.56	19.98	32.54	57.23	5.35	4.88	67.46	67.94
R	3,644,409	120,571	1,128,887	1,962,896	0	432,055	3.31	30.98	34.29	53.86	—	11.85	65.71	9.71
S	3,451,324	671,353	1,268,452	1,303,490	52,911	155,118	19.45	36.75	56.20	37.78	1.53	4.49	43.80	28.30
T	852,976	91,749	290,356	427,799	13,170	29,902	10.76	34.41	44.80	50.15	1.54	3.51	55.20	17.00
U	369,258	15,210	62,732	189,915	0	101,401	4.12	6.99	21.11	51.43	—	27.46	78.89	63.52
計	28,910,725	3,723,567	9,947,183	12,207,859	708,043	2,324,073	12.88	34.41	47.29	42.23	2.45	8.03	52.71	39.96

資料 5-3 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村（大阪市を除く）〕

普通建設事業費（生活環境施設整備）

（単位千円）

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+E}{A}$	$\frac{B}{a}$
A	281,849	91,516	118,516	65,500	0	6,317	32.47	42.05	74.52	23.24	—	2.24	25.48	66.67
B	45,392	9,300	23,517	12,450	0	125	20.49	51.81	72.30	27.43	—	0.27	27.70	52.96
C	306,138	85,592	149,666	40,200	0	30,680	27.96	48.89	76.85	13.13	—	10.02	23.15	68.61
D	546,813	43,320	279,869	213,170	0	10,454	7.92	51.18	59.10	38.98	—	1.90	40.90	66.67
E	816,275	182,755	403,743	145,800	65,619	18,358	22.39	49.46	71.85	17.86	8.04	2.25	28.15	42.02
F	327,052	51,340	110,957	79,983	0	84,772	15.70	33.93	49.63	24.46	—	25.91	50.37	66.18
G	26,365	0	23,561	2,580	0	224	—	89.36	89.36	9.79	—	0.85	10.64	—
H	83,893	12,606	38,682	27,172	79	5,354	15.03	46.11	61.14	32.39	0.09	6.38	38.86	21.43
I	1,277,958	202,824	352,695	616,800	0	105,639	15.87	27.60	43.47	48.26	—	8.27	56.53	66.67
J	183,548	69,406	70,876	29,829	11,313	2,124	37.81	38.61	76.42	16.25	6.16	1.17	23.58	46.64
K	703,271	210,754	273,328	175,260	0	43,929	29.97	38.87	68.84	24.92	—	6.24	31.16	43.57
L	33,385	2,000	9,709	19,400	1,600	676	5.99	29.08	35.07	58.11	4.79	2.03	64.93	66.67
M	237,459	24,598	115,212	88,200	0	9,449	10.36	48.52	58.88	37.14	—	3.98	41.12	61.82
N	141,226	39,761	75,742	10,000	0	15,723	28.15	53.63	81.78	7.08	—	11.14	18.22	32.46
O	1,520,092	276,002	610,274	500,066	0	133,750	18.16	40.15	58.31	32.90	—	8.79	41.69	66.67
P	3,220,455	991,985	939,429	811,700	356,643	120,698	30.80	29.17	59.97	25.20	11.07	3.76	40.03	66.67
Q	501,540	125,648	118,317	248,457	952	8,166	25.05	23.59	48.64	49.54	0.19	1.63	51.36	67.95
R	910,972	24,948	511,780	358,300	0	15,944	2.74	56.18	58.92	39.33	—	1.75	41.08	30.08
S	2,569,811	670,553	1,237,228	501,790	52,911	107,329	26.09	48.14	74.23	19.53	2.06	4.18	25.77	28.29
T	476,471	62,701	130,699	275,805	0	7,266	13.16	27.43	40.59	57.88	—	1.53	59.41	24.63
U	96,495	15,210	48,964	15,480	0	16,841	15.76	50.74	66.50	16.04	—	17.46	33.50	63.52
計	14,306,460	3,192,819	5,642,764	4,237,942	489,117	743,818	22.32	39.44	61.76	29.62	3.42	5.20	38.24	46.70

資料 5-4 昭和49年度 市町村別・対策別 同和对策事業費調〔関係市町村（大阪市を除く）〕

普通建設事業費（社会福祉施設備）

（単位千円）

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+F}{A}$	$\frac{B}{a}$
A	36,393	586	5,200	30,551	0	56	1.61	14.29	15.90	83.95	—	0.15	84.10	65.40
B	284,038	19,365	149,090	115,513	70	0	6.82	52.49	59.31	40.67	0.02	—	40.69	12.53
C	105,476	0	29,715	75,269	0	492	—	28.17	28.17	71.36	—	0.47	71.83	—
D	1,229,038	37,405	538,282	646,557	0	6,794	3.04	43.80	46.84	52.61	—	0.55	53.16	66.67
E	14,432	0	5,760	7,700	0	972	—	39.91	39.91	53.35	—	6.74	60.09	—
F	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
G	51,725	0	28,263	720	0	22,742	—	54.64	54.64	1.39	—	43.97	45.36	—
H	71,387	3,332	42,999	13,471	490	11,095	4.67	60.23	64.90	18.87	0.69	15.54	35.10	4.77
I	1,462,766	43,810	508,968	905,309	0	4,679	3.00	34.79	37.79	61.89	—	0.32	62.21	66.67
J	9,490	0	6,011	2,620	0	859	—	63.34	63.34	27.61	—	9.05	36.66	—
K	114,867	0	34,904	56,900	16,081	6,982	—	30.39	30.39	49.54	14.00	6.07	69.61	—
L	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
M	146,296	11,619	67,487	66,600	0	590	7.94	46.13	54.07	45.53	—	0.40	45.93	10.38
N	16,930	0	0	16,900	0	30	—	—	—	99.82	—	0.18	100.0	—
O	852,823	26,168	224,403	601,833	0	419	3.07	26.31	29.38	70.57	—	0.05	70.62	66.66
P	1,165,343	280	665,549	498,913	0	601	0.02	57.11	57.13	42.82	—	0.05	42.87	56.22
Q	150,756	0	79,734	47,563	0	23,459	—	52.89	52.89	31.55	—	15.56	47.11	—
R	781,375	21,996	532,269	226,320	0	790	2.82	68.12	70.94	28.96	—	0.10	29.06	3.13
S	84,147	800	31,224	47,500	0	4,623	0.95	37.11	38.06	56.45	—	5.49	61.94	53.33
T	314,017	29,048	153,653	113,709	13,170	4,437	9.25	48.93	58.18	36.22	4.19	1.41	41.82	10.19
U	1,600	0	0	0	0	1,600	—	—	—	—	—	100.0	100.0	—
計	6,892,899	194,409	3,103,511	3,473,948	29,811	91,220	2.82	45.02	47.84	50.40	0.43	1.33	52.16	13.07

資料 5-5 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村(大阪市を除く)〕

普通建設事業費 (産業振興施設整備)

(単位千円)

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+E}{A}$	Ba
A	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
B	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
C	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
D	61,211	0	30,400	28,400	0	2,411	—	49.66	49.66	46.40	—	3.94	50.34	—
E	6,035	0	4,604	1,400	0	31	—	76.29	76.29	23.20	—	0.51	23.71	—
F	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
G	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
H	52,322	0	46,087	5,665	0	570	—	88.08	88.08	10.83	—	1.09	11.92	—
I	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
J	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
K	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
L	195,199	0	156,159	38,600	12	428	—	80.00	80.00	19.77	0.01	0.22	20.00	—
M	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
N	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
O	3,264	0	0	3,200	0	64	—	—	—	98.04	—	1.96	100.00	—
P	115,100	0	48,864	5,038	25,227	35,971	—	42.45	42.45	4.38	21.92	31.25	57.55	—
Q	2,585	0	1,348	1,230	0	7	—	52.15	52.15	47.58	—	0.27	47.85	—
R	12,000	0	8,800	3,200	0	0	—	73.33	73.33	26.67	—	—	26.67	—
S	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
T	7,563	0	6,004	1,500	0	59	—	79.39	79.39	19.83	—	0.78	20.61	—
U	15,711	0	13,768	1,520	0	423	—	87.63	87.63	9.68	—	2.69	12.37	—
計	470,990	0	316,034	89,753	25,239	39,964	—	67.10	67.10	19.06	5.36	8.48	32.90	—

資料 5—6 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村(大阪市を除く)〕

普通建設事業費 (教育関係)

(単位千円)

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+E}{F+A}$	$\frac{B}{A}$
A	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
B	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
C	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
D	240,997	30,807	12,094	133,616	0	64,480	12.78	5.02	17.80	55.44	—	26.76	82.20	46.79
E	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
F	543,882	0	0	172,210	0	371,672	—	—	—	31.66	—	68.34	100.00	—
G	30,570	0	0	1,500	27,513	1,557	—	—	—	4.91	90.00	5.09	100.00	—
H	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
I	830,663	219,377	183,648	206,100	0	221,538	26.41	22.11	48.52	24.81	—	26.67	51.48	65.32
J	588,581	5,491	0	466,507	63,419	53,164	0.93	—	0.93	79.26	10.78	9.03	99.07	6.96
K	90,019	1,215	3,572	75,111	0	10,121	1.35	3.97	5.32	83.44	—	11.24	94.68	12.46
L	91,816	0	0	71,658	20,100	58	—	—	—	78.05	21.89	0.06	21.95	—
M	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
N	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
O	357,723	0	190,646	142,712	0	24,365	—	53.29	53.29	39.89	—	6.82	46.71	—
P	476,285	0	0	437,500	0	38,785	—	—	—	91.86	—	8.14	100.00	—
Q	346,098	0	0	275,936	52,844	17,318	—	—	—	79.73	15.27	5.00	100.00	—
R	1,309,452	68,209	0	827,043	0	414,200	5.21	—	5.21	63.16	—	31.63	94.79	19.62
S	797,366	0	0	754,200	0	43,166	—	—	—	94.59	—	5.41	100.00	—
T	54,925	0	0	36,785	0	18,140	—	—	—	66.97	—	33.03	100.00	—
U	255,452	0	0	172,915	0	82,537	—	—	—	67.69	—	32.31	100.00	—
計	6,013,829	325,099	389,960	3,773,793	163,876	1,361,101	5.41	6.48	11.89	62.76	2.72	22.63	88.11	38.79

資料 5-7 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調 (関係市町村(大阪市を除く))

普通建設事業費 (その他)

(単位千円)

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の財源内訳					左 の 構 成 率							
		国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	B	C	B+C	D	E	F	D+E	B
		B	C	D	E	F	A	A	A	A	A	A	A	A
A	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
B	18,713	0	7,200	11,481	0	32	—	38.48	38.48	61.35	—	0.17	61.52	—
C	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
D	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
E	3,100	520	1,080	1,500	0	0	16.77	34.84	51.61	48.39	—	—	48.39	16.77
F	203,754	0	136,161	45,719	0	21,874	—	66.83	66.83	22.44	—	10.73	33.17	—
G	127,956	3,582	109,087	11,600	0	3,687	2.80	85.25	88.05	9.07	—	2.88	11.95	87.47
H	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
I	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
J	17,500	680	8,552	8,200	0	68	3.89	48.87	52.76	46.86	—	0.38	47.24	25.19
K	16,804	0	3,200	1,700	0	11,904	—	19.04	19.04	10.12	—	70.84	80.96	—
L	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
M	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
N	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
O	3,875	520	1,080	2,260	0	15	13.42	27.87	41.29	58.32	—	0.39	58.71	66.67
P	200,308	0	151,096	0	0	49,212	—	75.43	75.43	—	—	24.57	24.57	—
Q	3,927	520	1,420	1,930	0	57	13.24	36.16	49.40	49.15	—	1.45	50.60	66.67
R	630,610	5,418	76,038	548,033	0	1,121	0.86	12.06	12.92	86.91	—	0.17	87.08	4.99
S	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
T	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
U	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
計	1,226,547	11,240	494,914	632,423	0	87,970	0.92	40.35	41.27	51.56	—	7.17	58.73	9.37

資料 5—8 昭和49年度 市町村別・対策別 同和対策事業費調〔関係市町村(大阪市を除く)〕

運営関係経費

(単位千円)

市町村名	総事業費 A	総事業費 A の 財 源 内 訳					左 の 構 成 率						
		国支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	B	C	B+C	D	E	F	D+E
		B	C	D	E	F	A	A	A	A	A	A	A
A	424,477	5,759	21,344	6,667	3,429	387,278	1.36	5.03	6.39	1.57	0.81	91.23	93.61
B	144,202	547	19,519	3,000	0	121,136	0.38	13.54	13.92	2.08	—	84.00	86.08
C	450,059	8,774	34,358	4,000	1,129	401,798	1.95	7.63	9.58	0.89	0.25	89.28	90.42
D	688,867	6,875	55,175	7,000	35,118	584,699	1.00	8.01	9.01	1.02	5.10	84.87	90.99
E	495,286	30,541	82,513	6,000	5,419	370,813	6.17	16.66	22.83	1.21	1.09	74.87	77.17
F	93,664	546	11,091	65	0	81,962	0.58	11.84	12.42	0.07	—	87.51	87.58
G	56,741	0	14,930	0	0	41,811	—	26.31	26.31	—	—	73.69	73.69
H	28,070	521	10,962	0	0	16,587	1.86	39.05	40.91	—	—	59.09	59.09
I	1,827,855	36,067	205,042	3,000	23,034	1,560,712	1.97	11.22	13.19	0.17	1.26	85.38	86.81
J	515,220	37,196	74,221	8,666	5,243	389,894	7.22	14.41	21.63	1.68	1.02	75.67	78.37
K	794,902	28,525	86,156	14,233	4,264	661,724	3.59	10.84	14.43	1.79	0.54	83.24	85.57
L	721,713	30,623	106,226	0	4,972	579,892	4.24	14.72	18.96	—	0.69	80.35	81.04
M	690,157	37,331	62,318	21,000	1,676	567,832	5.41	9.03	14.44	3.04	0.24	82.28	85.56
N	655,608	68,893	99,271	2,000	34,477	450,967	10.51	15.14	25.65	0.31	5.26	68.78	74.35
O	1,219,546	1,092	70,074	5,000	0	1,143,380	0.09	5.75	5.84	0.41	—	93.75	94.16
P	2,064,868	46,698	107,720	20,000	44,480	1,845,970	2.26	5.22	7.48	0.97	2.15	89.40	92.52
Q	390,251	547	53,810	14,000	0	321,894	0.14	13.79	13.93	3.59	—	82.48	86.07
R	813,421	42,607	84,521	4,500	17,669	664,124	5.24	10.39	15.63	0.55	2.17	81.65	84.37
S	644,865	1,093	69,131	25,000	36,015	513,626	0.17	10.72	10.89	3.88	5.58	79.65	89.11
T	301,928	18,449	39,863	5,000	12,278	226,338	6.11	13.20	19.31	1.66	4.07	74.96	80.69
U	174,726	5,262	39,266	0	3,894	126,304	3.01	22.47	25.48	—	2.23	72.29	74.52
計	13,196,426	407,946	1,347,511	149,131	233,097	11,058,741	3.09	10.21	13.30	1.13	1.77	83.80	86.70

(単位千円)

事業名	総事業費 A	総事業費の財源内訳					左の構成率						
		国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税等 F	$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{B+C}{A}$	$\frac{D}{A}$	$\frac{E}{A}$	$\frac{F}{A}$	$\frac{D+F}{A}$
1.生活環境施設整備	15,226,693	3,203,479	5,662,186	4,237,942	562,557	1,560,529	21.04	37.19	58.23	27.83	3.69	10.25	41.71
(1)住宅整備	11,578,464	2,858,338	3,869,436	3,103,830	523,552	1,223,308	24.69	33.42	58.11	26.81	4.52	10.56	41.81
(2)道路整備	2,054,569	137,106	1,200,290	577,354	1,315	138,504	6.67	58.42	65.09	28.10	0.06	6.75	34.91
(3)下排水整備	664,222	147,660	325,314	164,993	1,665	24,590	22.23	48.98	71.21	24.84	0.25	3.70	28.71
(4)その他	929,438	60,375	267,146	391,765	36,025	174,127	6.50	28.74	35.24	42.15	3.88	18.73	64.71
2.社会福祉施設整備	12,549,699	578,906	3,527,966	3,473,948	97,436	4,871,443	4.61	28.11	32.72	27.68	0.78	38.82	67.21
(1)隣保館	4,210,367	51,958	1,621,896	1,197,637	8,275	1,330,601	1.23	38.52	39.75	28.44	0.20	31.61	60.21
(2)保育所	6,084,898	514,769	1,463,786	1,266,021	68,998	2,776,324	8.46	24.06	32.52	20.81	1.05	45.62	67.41
(3)その他	2,254,434	12,179	442,284	1,010,290	25,163	764,518	0.54	19.62	20.16	44.81	1.12	33.91	79.81
3.農林水産業関係	493,480	0	326,034	86,553	25,239	55,654	—	66.07	66.07	17.54	5.11	11.28	33.91
4.商工関係	149,804	0	21,135	65,200	31,000	32,469	—	14.11	14.11	43.52	20.69	21.66	85.81
5.教育関係	7,770,405	337,888	798,510	3,773,793	164,642	2,695,572	4.35	10.28	14.63	48.57	2.12	34.68	85.31
(1)小・中学校	5,956,244	337,557	168,249	3,475,331	163,953	1,811,154	5.67	2.82	8.49	58.35	2.75	30.41	91.51
(2)その他	1,814,161	331	630,261	298,462	689	884,418	0.02	34.74	34.76	19.45	0.04	48.75	65.21
6.その他	5,917,070	11,240	958,863	719,554	60,266	4,167,147	0.19	16.21	16.40	12.16	1.02	70.42	83.61
合計	42,107,151	4,131,513	11,294,694	12,356,990	941,104	13,382,814	9.81	26.82	36.63	29.35	2.24	31.78	63.31

資料6-2 昭和49年度同和对策事業費財源構成調〔関係市町村（大阪市を除く）〕普通建設事業費

(単位千円)

事業名	総事業費の財源内訳						左の構成率						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	税等	B	C	B+C	D	E	F	D+E
	A	B	C	D	E	F	A	A	A	A	A	A	A
1. 生活環境施設整備	14,306,460	3,192,819	5,642,764	4,237,942	489,117	743,818	22.32	39.44	61.76	29.62	3.42	5.20	38.24
(1)住宅整備	10,887,939	2,847,678	3,867,357	3,103,830	486,112	582,962	26.15	35.52	61.67	28.52	4.46	5.35	38.33
(2)道路整備	2,036,850	137,106	1,200,290	577,354	1,315	120,785	6.73	58.93	65.66	28.35	0.06	5.93	34.34
(3)下・排水整備	661,223	147,660	325,314	164,993	1,665	21,591	22.33	49.20	71.53	24.95	0.25	3.27	28.47
(4)その他	720,448	60,375	249,803	391,765	25	18,480	8.38	34.67	43.05	54.38	0.00	2.57	56.95
2. 社会福祉施設整備	6,892,899	194,409	3,103,511	3,473,948	29,811	91,220	2.82	45.02	47.84	50.41	0.43	1.32	52.16
①隣保館	2,667,796	36,163	1,429,457	1,197,637	0	4,539	1.36	53.58	54.94	44.89	—	0.17	45.06
(2)保育所	2,770,519	153,335	1,254,926	1,266,021	29,321	66,916	5.53	45.30	50.83	45.70	1.06	2.41	49.17
(3)その他	1,454,584	4,911	419,128	1,010,290	490	19,765	0.34	28.81	29.15	69.46	0.03	1.36	70.85
3. 農林水産業関係	467,726	0	316,034	86,553	25,239	39,900	—	67.57	67.57	18.51	5.40	8.52	32.43
4. 商工関係	3,264	0	0	3,200	0	64	—	—	—	98.04	—	1.96	100.00
5. 教育関係	6,013,829	325,099	389,960	3,773,793	163,876	1,361,101	5.41	6.48	11.89	62.76	2.72	22.63	88.11
(1)小・中学校	5,348,770	325,099	31,909	3,475,331	163,876	1,352,555	6.08	0.60	6.68	64.97	3.06	25.29	93.32
(2)その他	665,059	0	358,051	298,462	0	8,546	—	53.84	53.84	44.88	—	1.28	46.16
6. その他	1,226,547	11,240	494,914	632,423	0	87,970	0.92	40.35	41.27	51.56	—	7.17	58.73
合計	28,910,725	3,723,567	9,947,183	12,207,859	708,043	2,324,073	12.88	34.41	47.29	42.23	2.45	8.03	52.71

資料6-3 阪和49年度同和対策事業費財源構成調〔関係市町村（大阪市を除く）〕運営関係経費

(単位 千円)

事業名	総事業費の財源内訳						左の構成率						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	地方債	その他	税等	B	C	B+C	D	E	E	D+E
	A	B	C	D	E	F	A	A	A	A	A	A	A
1.生活環境施設整備	920,233	10,660	19,422	0	73,440	816,711	1.16	2.11	3.27	—	7.98	88.75	96.73
(1)住宅整備	690,525	10,660	2,079	0	37,440	640,346	1.54	0.30	1.84	—	5.43	92.73	98.16
(2)道路整備	17,719	0	0	0	0	17,719	—	—	—	—	—	100.00	100.00
(3)下排水整備	2,999	0	0	0	0	2,999	—	—	—	—	—	100.00	100.00
(4)その他	208,990	0	17,343	0	36,000	155,647	—	8.30	8.30	—	17.23	74.47	91.70
2.社会福祉施設整備	5,656,800	384,497	424,455	0	67,625	4,780,223	6.80	7.50	14.30	—	1.20	84.50	85.70
(1)隣保館	1,542,571	15,795	192,439	0	8,275	1,326,062	1.02	12.48	13.50	—	0.54	85.96	86.50
(2)保育所	3,314,379	361,434	208,860	0	34,677	2,709,408	10.91	6.30	17.21	—	1.05	81.74	82.79
(3)その他	799,850	7,268	23,156	0	24,673	744,753	0.91	2.90	3.81	—	3.08	93.11	96.19
3.農林水産業関係	25,754	0	10,000	0	0	15,754	—	38.38	38.38	—	—	61.62	61.62
4.商工関係	146,540	0	21,135	62,000	31,000	32,405	—	14.42	14.42	42.32	21.15	22.11	85.58
5.教育関係	1,756,576	12,789	408,550	0	766	1,334,471	0.73	23.26	23.99	—	0.04	75.97	76.01
(1)小・中学校	607,474	12,458	136,340	0	77	458,599	2.05	22.44	24.49	—	0.02	75.49	75.51
(2)その他	1,149,102	331	272,210	0	689	875,872	0.03	23.69	23.72	—	0.06	76.22	76.28
6.その他	4,690,523	0	463,949	87,131	60,266	4,079,177	—	9.89	9.89	1.86	1.28	86.97	90.11
合計	13,196,426	407,946	1,347,511	149,131	233,097	11,058,741	3.09	10.21	13.30	1.13	1.77	83.80	86.70

昭和49年度市町村普通会計決算額調

—昭和49年度地方財政状況調査による—

「自治大阪」から転載

総括表

(単位千円)

区 分	団 体 数	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	差 引		翌年度へ 繰越すべき 財 源 (D)	実質収支 (C)-(D)	昭和48年度		
				(A) - (B) (C)				団 体 数	実質収支	
市町村計(除く大阪市)	43	589,054,409	594,790,339	△ 5,735,930		7,738,696	△13,474,626	43	△ 7,233,557	
市	30	563,549,593	570,006,943	△ 6,457,350		7,581,892	△14,039,242	30	△ 7,638,058	
町 村	13	25,504,816	24,783,396	721,420		156,804	564,616	13	404,501	
赤字団体	21	452,820,851	462,126,097	△ 9,305,246		6,493,728	△15,798,974	17	△ 9,469,645	
市	19	446,401,068	455,747,375	△ 9,346,307		6,399,022	△15,745,329	16	△ 9,362,004	
町 村	2	6,419,783	6,378,722	41,061		94,706	△ 53,645	1	△ 107,641	
赤字団体の内訳	新たに赤字団体を	市	4	55,447,880	56,550,082	△ 1,102,252	174,224	△ 1,276,776	4	△ 330,208
		町 村	1	4,153,114	4,079,075	74,039	94,706	△ 20,667	-	-
	前年度の赤字団体の	市	15	390,953,288	399,197,293	△ 8,244,055	6,224,798	△14,468,853	12	△ 9,031,796
		町 村	1	2,266,669	3,299,647	△ 32,978	-	△ 32,978	1	△ 107,641
黒字団体	22	136,233,558	132,664,242	3,569,316		1,244,968	2,324,348	26	2,236,088	
市	11	117,148,525	114,259,568	2,888,957		1,182,870	1,706,087	14	1,723,946	
町 村	11	19,085,033	18,404,674	680,359		62,098	618,261	12	512,142	
黒字団体の内訳	新たに黒字団体を	市	1	8,315,780	7,942,497	373,283	6,800	366,483	2	168,493
		町 村	-	-	-	-	-	-	-	-
	前年度の黒字団体の		10	108,832,745	106,317,071	2,515,674	1,176,070	1,339,604	12	1,555,453
			11	19,085,033	18,404,674	680,359	62,098	618,261	12	512,142

(単位千円)

区 分		年 度					計
		昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	
国の同和予算		2,723,166 (7,500,000)	4,237,463 (11,300,000)	6,299,963 (20,890,368)	9,777,502 (31,183,362)	15,894,402 (42,530,996)	38,932,496 (113,404,726)
市 町 村	普通会計歳出 総 A	372,554,944	454,695,609	560,988,939	674,782,626	826,723,593	2,889,745,711
	同和関係経費 B	12,501,175	23,059,419	38,046,818	47,968,569	66,642,049	188,218,030
	$\frac{B}{A}$ %	3.4	5.1	6.8	7.1	8.1	65
大阪府の同和予算		(3,241) 6,022,618	(788,590) 9,798,158	(1,765,973) 14,260,869	(636,158) 21,161,560	(459,407) 24,954,753	(3,653,369) 76,197,958

(注) ① 国の予算の () 書は一般予算の同和枠分を含めた額である。

② 市町村については決算額である。

③ 大阪府については最終予算額で () 書は前年度からの繰越で外数である。

資料13 前期 5 力年における同和对策事業債元利償還金の10条指定状況

(単位千円)

区 分		年 度				計
		昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	
備考同和对策事業債にかかる 元利償還金 A		60,402	366,128	728,291	1,215,421	2,371,042
一のうち10条指定分 B		10,244	24,621	47,096	80,304	162,265
$\frac{B}{A}$		16.96	6.71	6.47	6.16	6.84

(単位千円)

区分	年度	総額 A	左の財源内訳					財源構成比						
			国庫支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	税等 F	B/A	C/A	B+C/A	D/A	E/A	F/A	(D+E+F)/A
総事業費	昭和44年度	12,501,175	2,205,781	1,828,246	3,471,543	434,998	4,560,607	17.64	14.62	32.26	27.78	3.48	36.48	67.74
	昭和45年度	23,059,419	3,813,148	2,967,971	8,309,643	440,927	7,527,730	16.54	12.87	29.41	36.04	1.91	32.64	70.59
	昭和46年度	38,046,818	5,682,491	5,310,253	13,523,665	658,342	12,872,067	14.94	13.96	28.90	35.54	1.73	33.83	71.10
	昭和47年度	47,968,569	5,596,450	9,278,023	17,699,725	659,023	14,735,348	11.67	19.34	31.01	36.90	1.37	30.72	68.99
	昭和48年度	66,642,049	5,873,810	11,150,313	26,248,884	1,411,122	21,957,920	8.81	16.73	25.54	39.39	2.12	32.95	74.46
	計	188,218,030	23,171,680	30,534,806	69,253,460	3,604,412	61,653,672	12.31	16.22	28.53	36.79	1.92	32.76	71.47
普通建設事業費	昭和44年度	(79.92) 9,990,774	2,163,384	1,723,661	3,366,143	120,368	2,617,218	21.65	17.25	38.90	33.69	1.20	26.21	61.10
	昭和45年度	(81.97) 18,901,038	3,723,176	2,851,604	7,955,258	349,896	4,021,104	19.70	15.09	34.79	42.09	1.58	21.27	65.21
	昭和46年度	(79.60) 30,286,194	5,568,003	5,063,482	13,309,459	331,569	6,013,681	18.38	16.72	35.10	43.95	1.09	19.86	64.90
	昭和47年度	(75.18) 36,061,435	5,304,973	8,325,037	17,107,033	472,395	4,851,997	14.71	23.09	37.80	47.44	1.31	13.45	62.20
	昭和48年度	(75.87) 50,563,105	5,507,206	9,982,389	25,689,111	876,633	8,507,766	10.89	19.74	30.63	50.81	1.73	16.83	69.37
	計	(77.46) 145,802,546	22,266,742	27,946,173	67,427,004	2,150,861	26,011,766	15.27	19.17	34.44	46.25	1.48	17.83	65.56
運営関係経費	昭和44年度	(20.08) 2,510,401	42,397	104,585	105,400	314,630	1,943,389	1.69	4.17	5.86	4.20	12.53	77.41	94.14
	昭和45年度	(18.03) 4,158,381	89,972	116,367	354,385	91,031	3,506,626	2.16	2.80	4.96	8.52	2.19	84.33	95.04
	昭和46年度	(20.40) 7,760,624	114,488	246,771	214,206	326,773	6,858,386	1.48	3.18	4.66	2.76	4.21	88.37	95.34
	昭和47年度	(24.82) 11,907,134	291,477	952,986	592,692	186,628	9,883,351	2.45	8.00	10.54	4.98	1.57	83.00	89.55
	昭和48年度	(24.12) 16,078,944	366,604	1,167,924	559,773	534,489	13,450,154	2.28	7.26	9.54	3.48	3.32	83.66	90.46
	計	(22.54) 42,415,484	904,938	2,588,633	1,826,456	1,453,551	35,641,906	2.13	6.10	8.23	4.31	3.43	84.03	91.77

() は総事業費に対する普通建設事業費と運営関係経費の割合。

（単位 千円）

区 分	歳 出 総 額 A	B （同和対策事業費）	$\frac{B}{A}$ %	歳出中に占める税 等の総額 C	同和対策事業 費に占める税 等の総額 D	$\frac{D}{C}$ %	$\frac{C}{A}$ %	$\frac{D}{B}$ %
44年度	372,554,944	12,501,175	3.4	192,658,735	4,560,607	2.4	51.7	36.5
45年度	454,695,609	23,059,419	5.1	235,183,158	7,527,730	3.2	51.7	32.7
46年度	560,988,939	38,046,818	6.8	276,619,257	12,872,067	4.7	49.3	33.9
47年度	674,782,626	47,968,569	7.1	331,062,238	14,735,348	4.5	49.1	30.7
48年度	826,723,593	66,642,049	8.1	425,122,451	21,957,920	5.2	51.4	33.0
計	2,889,745,711	188,218,030	6.5	1,460,645,839	61,653,672	4.2	50.6	32.8

（単位千円）

区 分	A 普通建設事業費総額	同和対策普通建 設事業費	$\frac{B}{A}$ %	普通建設事業費に 占める税等の総額 C	同和対策普通 建設事業費に 占める税等の 総額 D	$\frac{D}{C}$ %	$\frac{C}{A}$ %	$\frac{D}{B}$ %
44年度	150,138,003	9,990,774	6.7	45,328,060	2,617,218	5.8	30.2	26.2
45年度	178,992,753	18,901,038	10.6	52,587,593	4,021,104	7.6	29.4	21.2
46年度	223,948,826	30,286,194	13.5	53,557,036	6,013,681	11.2	23.9	19.9
47年度	257,957,777	36,061,435	14.0	54,549,591	4,851,997	8.9	21.1	13.5
48年度	299,344,228	50,563,105	16.9	71,239,633	8,507,766	11.9	23.8	16.8
計	1,110,381,587	145,802,546	13.1	277,261,913	26,011,766	9.4	25.0	17.8

（単位千円）

区 分	年 度 別 事 業 費					(A) の 財 源 内 訳													
	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	計	国支出金	府支出金	地方債	その他	税 等	B	C	B+C	D	E	F	D+F	
	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度							(A)	B	C	D	F	A	A	A
1. 生活環境施設整備																			
①住宅整備	5,081,563	8,556,358	10,880,419	12,719,207	13,553,114	50,790,661	15,451,639	10,671,774	16,411,116	955,852	7,300,280	30.42	21.02	51.44	32.31	1.88	14.37	48.56	
②道路整備	1,302,033	1,621,336	3,230,383	3,506,135	3,716,806	13,376,693	4,347,677	2,841,834	3,287,119	208,492	2,691,571	32.50	21.24	53.74	24.57	1.56	20.13	46.26	
③下水道整備	408,360	713,071	623,600	696,900	408,644	2,850,575	710,206	1,032,136	789,382	84,657	234,194	24.91	36.21	61.12	27.69	2.97	8.22	38.89	
④その他整備	397,258	600,904	1,238,300	1,223,822	1,920,367	5,380,651	208,860	602,491	4,322,083	4,697	242,070	3.88	11.21	15.09	80.33	0.09	4.49	84.91	
小 計	7,189,214	11,491,669	15,972,702	18,146,064	19,598,931	72,398,580	20,718,382	15,148,685	24,809,700	1,253,698	10,468,115	28.62	20.92	49.54	34.27	1.73	14.46	50.46	
2. 社会福祉施設整備																			
① 保育園	234,924	603,081	551,133	588,008	2,381,627	4,358,773	171,192	1,068,876	2,766,071	74,425	278,209	3.93	24.52	28.45	63.46	1.71	6.38	71.55	
② 保育所	630,756	726,211	1,749,034	2,713,027	4,220,006	10,039,034	333,375	4,552,738	4,630,328	98,449	424,144	3.32	45.35	48.67	46.12	0.98	4.23	51.33	
③ その他	193,431	843,320	1,152,619	2,199,907	4,873,153	9,262,430	200,953	2,566,402	5,725,811	129,452	639,812	2.17	27.71	29.88	61.82	1.40	6.90	70.12	
小 計	1,059,111	2,172,612	3,452,786	5,500,942	11,474,786	23,660,237	705,520	8,188,016	13,122,210	302,326	1,342,165	2.98	34.61	37.59	55.46	1.28	5.67	62.41	
3. 教育関係施設整備																			
① 小・中学校	1,494,936	4,112,234	89,601,484	8,193,086	15,084,319	38,452,589	809,441	223,600	24,041,241	449,219	12,929,088	2.11	0.58	2.69	62.52	1.17	33.62	97.31	
② その他	9,758	76,568	322,584	826,933	879,084	2,114,927	21,594	541,939	1,120,176	38,330	392,888	1.02	25.62	26.64	52.97	1.81	18.58	73.36	
小 計	1,504,694	4,188,802	9,890,598	9,020,019	15,963,403	40,567,516	831,035	765,539	25,161,417	487,549	13,321,976	2.05	1.894	3.94	62.02	1.20	32.84	96.06	
4. その他整備事業	237,755	1,047,955	970,108	3,394,410	3,525,985	9,176,213	11,805	3,843,933	4,333,677	107,288	879,510	0.13	1.89	42.02	47.23	1.17	9.58	57.98	
計	9,990,774	18,901,038	30,286,194	36,061,435	50,563,105	145,802,546	22,266,742	27,946,173	67,427,004	2,150,861	26,011,766	15.27	19.17	34.44	46.25	1.48	17.83	65.56	
運営関係経費	2,510,401	4,158,381	7,760,624	11,907,134	16,078,944	42,415,484	904,938	2,588,633	1,826,456	1,453,551	35,641,906	2.13	6.10	8.23	4.31	3.43	84.03	91.77	
合 計	12,501,175	23,059,419	38,046,818	47,968,569	66,642,049	188,218,030	23,171,680	30,534,806	69,253,460	3,604,412	61,653,672	12.31	16.22	28.53	36.79	1.92	32.76	71.47	

資料12 昭和44~48年度 年度別・市町村別・対策別 同和対策事業費調関係市町村（大阪市を除く）

（普通建設事業費）

（単位千円）

市町村名	年度別事業費						(A) の財源内訳						左の構成率							
	44年度	45年度	46年度	47年度	48年度	計(A)	国支出金 B	府支出金 C	地方債 D	その他 E	一般財源 F	B A	C A	B+C A	D A	E A	F A	D+E A		
A	20,580	119,002	205,391	566,693	291,325	1,202,991	169,406	591,886	308,686	0	133,013	14.08	49.20	63.28	25.66	—	11.06	36.71		
B	61,406	169,014	167,845	450,804	57,598	906,167	112,079	347,507	407,646	90	38,845	12.37	38.35	50.72	44.98	0.01	4.29	49.27		
C	145,351	295,583	1,118,992	2,534,361	858,397	4,952,684	674,269	829,163	2,645,733	82,119	721,400	13.61	16.74	30.35	53.42	1.66	14.57	67.92		
D	209,808	516,250	781,194	683,826	1,240,627	3,431,715	291,062	776,301	1,756,039	0	608,313	8.43	22.62	31.10	50.32	—	17.73	68.05		
E	81,529	692,997	867,687	1,112,459	835,397	3,590,069	502,185	1,372,755	1,421,360	62,356	231,413	13.99	38.24	52.23	39.59	1.73	6.45	46.00		
F	80,503	47,544	370,553	478,291	563,287	1,549,178	329,759	404,320	449,872	0	356,227	21.41	26.25	47.66	29.21	—	23.13	52.34		
G	95,434	145,886	183,875	150,357	189,779	765,331	6,727	601,331	120,852	1,960	34,461	0.88	78.57	79.45	15.79	0.26	4.50	20.28		
H	13,824	51,163	17,238	39,039	93,390	214,654	6,095	149,312	49,549	0	9,698	2.84	69.56	72.40	23.08	—	4.52	27.60		
I	525,431	2,293,000	2,817,350	2,220,872	4,352,113	12,208,766	1,725,409	2,091,957	6,752,772	73,454	1,565,174	14.13	17.14	31.26	55.31	0.60	12.82	68.11		
J	321,524	457,298	673,099	540,803	549,406	2,542,130	292,855	683,025	1,100,468	44,240	421,542	11.52	26.87	38.39	43.29	1.74	16.58	59.80		
K	205,361	643,306	765,562	1,131,937	933,896	3,730,062	516,073	637,461	2,187,861	39,095	349,572	13.84	17.09	30.93	58.65	1.05	9.37	68.00		
L	727,053	710,612	1,053,336	1,989,936	145,437	3,935,314	279,822	1,834,147	3,352,067	8,520	430,768	4.71	30.90	35.61	56.48	0.65	7.26	63.70		
M	312,355	896,692	869,561	846,984	415,682	3,341,211	559,931	862,050	1,616,277	0	302,953	16.76	25.80	42.56	48.37	—	9.07	57.40		
N	181,627	502,421	1,848,354	1,364,140	690,213	4,586,755	412,652	954,245	2,655,428	24,743	539,687	9.00	20.80	29.80	57.89	0.54	11.77	69.66		
O	1,047,730	1,527,534	1,660,709	2,331,924	1,696,470	8,264,367	2,449,121	2,085,201	2,967,968	54,295	707,782	29.64	25.23	54.86	35.91	0.66	8.56	44.40		
P	410,146	1,164,131	1,505,530	3,240,925	4,568,301	10,889,033	2,287,520	2,333,588	4,672,583	626,897	968,445	21.01	21.43	42.44	42.91	5.76	8.89	51.80		
Q	91,420	172,911	493,748	613,912	1,041,596	2,413,587	403,907	935,285	988,013	2,589	83,793	16.73	38.75	55.48	40.94	0.11	3.47	44.40		
R	2,796,637	170,671	632,849	1,015,977	990,050	3,089,184	239,994	1,228,655	1,452,458	3,422	164,655	7.77	39.77	47.54	47.02	0.11	5.33	52.30		
S	62,174	66,773	573,101	1,284,827	2,305,323	4,292,198	1,011,472	1,371,983	1,483,045	300,441	125,257	23.57	31.96	55.53	34.55	7.00	2.92	37.40		
T	100,635	424,369	331,821	453,496	798,610	2,108,931	246,337	491,528	1,261,448	0	106,618	11.82	23.31	35.13	59.81	—	5.06	64.80		
U	48,096	216,497	283,369	155,092	306,737	1,009,791	122,573	347,677	322,469	18,193	198,879	12.14	34.43	46.57	31.93	1.80	19.70	33.70		
計	5,021,624	11,283,601	17,221,164	23,206,655	24,282,074	81,015,118	12,642,248	20,929,377	37,972,584	1,372,414	8,098,495	15.60	25.83	41.43	46.87	1.70	10.00	56.80		